

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>I 基本的考え方</p> <p>I-1 保険監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1-2 保険監督にあたっての基本的考え方</p> <p>上記を踏まえると、保険監督にあたっての基本的考え方は次のとおりである。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 効率的・効果的な監督事務の確保 (略)</p> <p>(注) 保険会社や保険募集人の小規模な営業所等（例えば、小規模な郵便局等）に関して、保険会社や保険募集人に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。</p> <p>II 保険監督上の評価項目</p> <p>II-3 統合的リスク管理</p> <p>II-3-14-2 システムリスク管理態勢</p>	<p>I 基本的考え方</p> <p>I-1 保険監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1-2 保険監督にあたっての基本的考え方</p> <p>上記を踏まえると、保険監督にあたっての基本的考え方は以下のとおりである。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 効率的・効果的な監督事務の確保 (略)</p> <p>(注) 保険会社や保険募集人（<u>法第2条第23項に規定する「保険募集人」のうち、「少額短期保険募集人」を除いた者をいう。以下同じ。</u>）の小規模な営業所等（例えば、小規模な郵便局等）に関して、保険会社や保険募集人に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。</p> <p>II 保険監督上の評価項目</p> <p>II-3 統合的リスク管理</p> <p>II-3-14-2 システムリスク管理態勢</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>II-3-14-2-1 意義</p> <p>システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、顧客や保険会社が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や保険会社が損失を被るリスクを言う。特に、<u>保険会社の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、保険会社の情報システムは一段と高度化・複雑化し、さらにコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。</u>システムが安全かつ安定的に稼動することは保険会社に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。</p> <p>II-3-14-2-2 主な着眼点</p> <p>(1) システムリスクに対する認識等 システムリスクについて十分認識し、全社的なリスク管理の基本方針が策定されているか。</p> <p>(新設)</p>	<p>II-3-14-2-1 意義</p> <p>システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、顧客や保険会社が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や保険会社が損失を被るリスクを言う。特に、<u>合併や持株会社化による経営統合等の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、保険会社の情報システムは一段と高度化・複雑化し、さらにコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。</u>システムが安全かつ安定的に稼動することは保険会社に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。</p> <p>II-3-14-2-2 主な着眼点</p> <p>(1) システムリスクに対する認識等</p> <p>① システムリスクについて代表取締役をはじめ、<u>役職員がその重要性を十分認識し、定期的なレビューを行うとともに、全社的なリスク管理の基本方針が策定されているか。</u></p> <p>② <u>代表取締役は、システム障害の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。</u></p> <p>③ <u>取締役会は、システムリスクの重要性を十分に認識した上で、システムを統括管理する役員として定めているか。なお、システム統括役員は、システムに関する十分な知識・経験を有し業務を適切に遂行できる者であることが望ましい。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(2) システムリスク管理態勢</p> <p>システムリスク管理の基本方針が定められているか。</p> <p>システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。</p> <p>また、システムリスク管理態勢は、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。</p> <p>(新設)</p>	<p>④ <u>代表取締役及び取締役（委員会設置会社にあつては執行役）は、システム障害発生等の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。</u></p> <p><u>また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。</u></p> <p>(2) システムリスク管理態勢</p> <p>① <u>取締役会は、コンピュータのネットワーク化の拡大等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があるということを十分踏まえ、リスク管理態勢を整備しているか。</u></p> <p>② <u>システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託先に関する方針が含まれているか。</u></p> <p>③ <u>システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。</u></p> <p><u>また、システムリスク管理態勢は、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。</u></p> <p>(3) システムリスク評価</p> <p>① <u>システムリスク管理部門は、顧客チャネルの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。</u></p> <p><u>また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。</u></p> <p>② <u>システムリスク管理部門は、例えば1日当たりの処理可能な契</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(3) 安全対策</p> <p>① 安全対策の基本方針が策定されているか。</p> <p>② 定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を設置しているか。安全管理者は、システム、データ、ネットワークの管理体制を統括しているか。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>約件数などのシステムの制限値を把握・管理し、制限値を超えた場合のシステム面・事務面の対応策を検討しているか。</u></p> <p>③ <u>商品設計部門は、新商品の導入時又は商品内容の変更時に、システムリスク管理部門と連携するとともに、システムリスク管理部門は、システム開発の有無にかかわらず、関連するシステムの評価を実施しているか。</u></p> <p>(4) 安全対策</p> <p>① 安全対策の基本方針が策定されているか。</p> <p>② 定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を設置しているか。安全管理者は、システム、データ、ネットワークの管理体制を統括しているか。</p> <p>③ <u>保険会社以外の者（生命保険募集人や損害保険代理店等）が占有管理する端末機等（入出力装置等を含む。）を利用する場合には、コンピュータシステムの事故防止対策、不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、顧客のプライバシー保護対策が施されているか。</u></p> <p>(5) システム企画・開発・運用管理</p> <p>① <u>経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、中長期の開発計画を策定しているか。また、中長期の開発計画は、取締役会の承認を受けているか。</u></p> <p>② <u>現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。</u></p> <p>また、システム開発・運用管理に当たっては、十分な予算や人的資源を配分しているか。</p> <p>③ <u>開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。</u></p> <p>④ <u>開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づき進捗</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>管理されているか。</u></p> <p><u>また、システム開発の進捗状況について、システムの重要度及び性格を踏まえ取締役会等に報告しているか。さらに、進捗状況等に問題がある場合、取締役会等が必要な指示を行っているか。</u></p> <p>⑤ <u>保険会社におけるシステム不備により保険契約者等に対し不利益を及ぼすことを防ぐため、保険商品の開発や改定等に際してのシステム開発においては、次の点に留意して、プログラムミスの発生防止のための措置を講じているか。</u></p> <p><u>ア. システム開発時の連携</u></p> <p><u>保険契約に係る新しい商品や仕組みを導入する場合（これらを変更する場合を含む。）に、商品設計部門、事務設計部門及びシステム部門間の連携が十分図られているか。</u></p> <p><u>連携にあたっては、</u></p> <p><u>（ア） 関係する部門間での連携のためのルール・責任範囲が明確化されているか。</u></p> <p><u>（イ） 保険料・配当金等の重要な事項に関する計算結果についてのシステム機能のチェックに、商品設計部門、事務設計部門が主体的に関与しているか。</u></p> <p><u>（ウ） 関係する部門間で、必要な情報が共有されているか。</u></p> <p><u>（エ） 関係する部門の責任者や担当者が明確にされているか。</u></p> <p><u>（オ） システムの開発や変更の記録が、保存期間を定めて文書等で保管されているか。</u></p> <p><u>等に留意する。</u></p> <p><u>イ. システム開発時のチェック</u></p> <p><u>（ア） 商品設計部門、事務設計部門及びシステム部門で連携して、商品や仕組みの内容に照らして取扱いの差異が生じる場合を網羅する適切かつ十分なケースを想定し、シ</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(4) システム監査</p> <p>① システム部門から独立した内部監査部門が定期的にシステム監査を行っているか。</p> <p>② システム監査に精通した要員を確保しているか。</p> <p>③ 監査対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしてい</p>	<p><u>システム設計、プログラム設計及びテストを実施しているか。</u></p> <p><u>(イ) 保険料・配当金等の重要な事項に関する計算結果については、特に重点的にチェックを実施しているか。また、システムの稼動に先立ち、チェックの実施状況を確認しているか。</u></p> <p><u>(ウ) 各部門におけるチェックについては、具体的な内容毎に、十分な検証能力を有する者によって実施されているか。</u></p> <p><u>(エ) チェックの方法が適切に選択されているか。</u></p> <p>ウ. システム開発後のチェック・管理</p> <p><u>(ア) 商品設計部門及び事務設計部門は、新しい商品や仕組みの導入後においても、必要に応じてサンプルチェック等を実施しているか。</u></p> <p><u>(イ) 新しい商品や仕組みの導入にあたり、システム開発の一部について実施時期を先延ばしした場合、その後のシステム開発における管理主体を明確にした上で、商品設計部門、事務設計部門及びシステム部門で連携してスケジュールを適切に管理しているか。</u></p> <p>⑥ <u>人材育成については、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか。</u></p> <p>(6) システム監査</p> <p>① システム部門から独立した内部監査部門が、<u>定期的にシステム監査を行っているか。</u></p> <p>② <u>システム関係に精通した要員による内部監査や、システム監査人等による外部監査の活用を行っているか。</u></p> <p>③ 監査対象は、<u>システムリスクに関する業務全体をカバーしてい</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>るか。</p> <p>④ システム監査の結果は適切に<u>経営者</u>に報告されているか。</p> <p>(5) <u>プログラムミスの発生防止</u> <u>保険会社におけるシステム不備により保険契約者等に対し不利益を及ぼすことを防ぐため、保険商品の開発や改定等に際してのシステム開発においては、次の点に留意して、プログラムミスの発生防止のための措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>システム開発時の連携</u> <u>保険契約に係る新しい商品や仕組みを導入する場合（これらを変更する場合を含む。）に、商品設計部門、事務設計部門及びシステム部門の間の連携が十分図られているか。</u> <u>なお、連携にあたっては、下記の点に留意する。</u> <u>ア. 関係する部門間での連携のためのルール・責任範囲が明確化されているか。</u> <u>イ. 保険料・配当金等の重要な事項に関する計算結果についてのシステム機能のチェックに、商品設計部門、事務設計部門が主体的に関与しているか。</u> <u>ウ. 関係する部門間で、必要な情報が共有されているか。</u> <u>エ. 関係する部門の責任者や担当者が明確にされているか。</u> <u>オ. システムの開発や変更の記録が、保存期間を定めて文書等で保管されているか。</u></p> <p>② <u>システム開発時のチェック</u> <u>ア. 商品設計部門、事務設計部門及びシステム部門で連携して、商品や仕組みの内容に照らして取扱いの差異が生じる場合を網羅する適切かつ十分なケースを想定し、システム設計、プログラム設計及びテストを実施しているか。</u> <u>イ. 保険料・配当金等の重要な事項に関する計算結果については、特に重点的にチェックを実施しているか。また、システ</u></p>	<p>るか。</p> <p>④ システム監査の結果は適切に<u>取締役会</u>に報告されているか。</p> <p>(削除)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>ムの稼動に先立ち、チェックの実施状況を確認しているか。</u></p> <p><u>ウ. 各部門におけるチェックについては、具体的な内容毎に、十分な検証能力を有する者によって実施されているか。</u></p> <p><u>エ. チェックの方法が適切に選択されているか。</u></p> <p>③ システム開発後のチェック・管理</p> <p><u>ア. 商品設計部門及び事務設計部門は、新しい商品や仕組みの導入後においても、必要に応じてサンプルチェック等を実施しているか。</u></p> <p><u>イ. 新しい商品や仕組みの導入にあたり、システム開発の一部について実施時期を先延ばしした場合、その後のシステム開発における管理主体を明確にした上で、商品設計部門、事務設計部門及びシステム部門で連携してスケジュールを適切に管理しているか。</u></p> <p>(6) 外部委託管理 (新設)</p> <p>システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。</p> <p>(新設)</p>	<p>(7) 外部委託管理</p> <p>① <u>外部委託先（システム子会社を含む。）の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討のうえ、選定しているか。</u></p> <p>② <u>外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続き、提供されるサービス水準等を定めているか。</u></p> <p>③ システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。</p> <p><u>特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。</u></p> <p><u>システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。</u></p> <p>④ <u>外部委託した業務について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。</u></p> <p>また、外部委託先任せにならないように、例えば委託元として</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(7) (略)</p> <p>(8) コンティンジェンシープラン</p> <p>① コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。</p> <p>② コンティンジェンシープランの策定にあたっては、その内容について客観的な水準が判断<u>しうる</u>ものを根拠としているか。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>要員を配置するなどの必要な措置を講じているか。さらに、外部委託先における顧客データの運用状況を、委託元が監視、追跡できる態勢となっているか。</u></p> <p>⑤ <u>重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) コンティンジェンシープラン</p> <p>① コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。</p> <p>② コンティンジェンシープランの策定にあたっては、その内容について客観的な水準が判断<u>できるもの</u>（例えば「<u>金融機関等におけるコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）策定のための手引書</u>」（公益財団法人金融情報システムセンター編））を根拠としているか。</p> <p>③ <u>コンティンジェンシープランの策定にあたっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、保険会社の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。</u></p> <p><u>また、バッチ処理が大幅に遅延した場合など、十分なリスクシナリオを想定しているか。</u></p> <p>④ <u>コンティンジェンシープランは、他の金融機関等におけるシステム障害事例や中央防災会議等の検討結果を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。</u></p> <p>⑤ <u>コンティンジェンシープランに基づく訓練は、全社レベルで行い、外部委託先等と合同で、定期的実施しているか。</u></p> <p>⑥ <u>業務への影響が大きい重要なシステムについては、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害が発生した場合等に、速やかに業務を継続できる態勢を整備してい</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(9) システム統合リスク</p> <p>① <u>保険会社の役職員は、システム統合リスクについて十分認識し、そのリスク管理態勢を整備しているか。</u></p> <p>② <u>テスト体制を整備しているか。また、テスト計画は、客観的な基準が判断できるものを踏まえた、システム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。</u></p> <p>③ <u>業務を外部委託する場合であっても、委託者自らが主体的に関与する体制を構築しているか。</u></p> <p>④ <u>システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を活用しているか。</u></p> <p>⑤ <u>不測の事態へ対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。</u></p> <p>(10) 障害発生時の対応</p> <p>① <u>顧客に対し、無用の混乱を生じさせないよう適切な措置を講じているか。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>るか。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(10) 障害発生時の対応</p> <p>① <u>システム障害が発生した場合に、顧客に対し、無用の混乱を生じさせないよう、適切な措置を講じているか。</u> <u>また、システム障害の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢となっているか。</u></p> <p>② <u>システム障害の発生に備え、外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統が明確になっているか。</u></p> <p>③ <u>経営に重大な影響を及ぼすシステム障害が発生した場合に、速やかに代表取締役をはじめとする取締役¹に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じうる最大リスク等を報告する態勢（例えば、顧客に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること）となっているか。</u> <u>また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表取締役等自ら</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>② 障害が発生した場合、保険会社において速やかに障害原因、復旧見込等の公表を行っているか。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>が適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢となっているか。</u></p> <p>④ <u>システム障害の発生に備え、ノウハウ・経験を有する人材をシステム部門内、部門外及び外部委託先等から速やかに招集するために事前登録するなど、応援体制が明確になっているか。</u></p> <p>⑤ <u>システム障害が発生した場合、保険会社において速やかに障害の内容・発生原因、復旧見込等について公表するとともに、顧客からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターの開設等を迅速に行っているか。</u> <u>また、システム障害の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容が明確になっているか。</u></p> <p>⑥ <u>システム障害の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等を的確に講じているか。</u> <u>また、システム障害の原因等の定期的な傾向分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。</u></p> <p>⑦ <u>システム障害の影響を極小化するために、例えば障害箇所を迂回するなどのシステムの仕組みを整備しているか。</u></p> <p><u>（注）着眼点の詳細については、必要に応じ保険検査マニュアルを参照。</u></p> <p><u>Ⅱ-3-14-3 システム統合リスク・プロジェクトマネジメント</u></p> <p><u>Ⅱ-3-14-3-1 意義</u></p> <p><u>Ⅱ-3-14-3-1-1 システム統合リスク</u></p> <p>保険会社のシステムについては、保険商品の多様化に伴って規模</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>が大きく構成が複雑化しており、保険業務におけるIT（情報通信技術）依存度の高まりやコンピューターのネットワーク化の拡大と相俟って、システムの安全性・安定性の確保が重要な経営課題となっている。</u></p> <p><u>特に、合併や持株会社化による経営統合等の経営再編に伴うシステム統合において大規模なシステム障害が発生する可能性があることから、合併や持株会社化による経営統合等を行うに際し、システム統合リスク管理態勢の構築は最重要課題のひとつとなっている。</u></p> <p><u>（参考）システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（平成14年12月）</u></p> <p>① <u>「システム統合」とは、合併、事業譲渡、持株会社化、子会社化及び業務提携等の経営再編（「経営統合」）により、システムを統合、分割又は新設することをいう（システムの共同開発・運営を含む。）。</u></p> <p>② <u>「システム統合リスク」とは、システム統合における事務・システム等の統合準備が不十分なことにより、事務の不慣れ等から役職員が正確な事務を誤り、あるいはコンピュータシステムのダウン又は誤作動等が発生し、その結果、顧客サービスに混乱をきたす、場合によっては保険会社等としての存続基盤を揺るがすなど、顧客等に損失が発生するリスク、また統合対象保険会社等が損失を被るリスクである。</u></p> <p><u>Ⅱ-3-14-3-1-2 システム統合リスクの「リスク特性」とリスク軽減策</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>(1) <u>リスクの特性の基本的な考え方</u> <u>「システム統合リスク」とは、単にシステムの開発にかかわるリスクに限られるのではなく、ユーザー部門における事務処理対応、保険募集人、代理店、窓口における顧客対応等の「事務リスク」の分野を広く包摂したものであって、対象保険会社の経営陣の責任において、「顧客利便」を最重要視した複合的なリスク管理が求められている点が重要である。</u></p> <p>(2) <u>リスク軽減策の基本的考え方</u> <u>システム統合リスクのリスク量は、事象（イベント）の発生確率と発生した場合の影響度（インパクト）の積で認識すべきものであり、保険会社の業容等からすれば、以下のⅢ-3-14-3-1-3、Ⅲ-3-14-3-2を踏まえた徹底したリスク軽減策が求められることに留意する必要がある。</u> <u>加えて、リスク軽減策に見合うコンティンジェンシープランを整備し、各種リスク事象が複合的に顕在化（障害が同時発生）しても、顧客に大きな影響を及ぼすことを回避できるような態勢を整備する。</u></p> <p><u>Ⅱ-3-14-3-1-3 プロジェクト管理（プロジェクトマネジメント）の重要性</u></p> <p><u>合併や持株会社化による経営統合等の経営再編に伴うシステム統合の実施に当たっては、下記のような合併時固有の事情（注）から、システム開発会社だけでなく、保険会社においても、実効性のあるプロジェクト管理態勢の構築（いわゆる「プロジェクトマネジメント」の実施）が不可欠であると考えられる。</u></p> <p><u>（注）合併以外の事由に伴うシステム統合の場合においても、合併</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>時と同様な事情があることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 制約のあるスケジュール</u> <u>システム統合を行う複数の保険会社（以下「対象保険会社」という。）の経営陣は、制約のあるスケジュールと競争・競合環境の下で、①合併後の経営戦略・ビジネスモデルの構築、②人事体制・リストラ計画の策定、③統合比率の決定等の重要な経営判断を迅速に行う必要があること。</u></p> <p><u>(2) 長期にわたる複雑なプロジェクト</u> <u>システム統合を実現するプロセスの基本的なパターンは、①基本検討、②基本設計、③詳細設計、④製造、⑤結合テスト、⑥総合テスト、⑦総合運転テスト、⑧移行であり、実現までに長期間を要するプロジェクトであること。</u></p> <p><u>Ⅱ-3-14-3-2 主な着眼点</u></p> <p><u>検証に当たっての基本的な着眼点は、「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」（平成14年12月）に示されているところによるが、以下は、過去の事例から得られた反省と教訓等を勘案して、より具体化した着眼点を例示したものである。</u></p> <p><u>(1) 取締役の責任分担及び経営姿勢の明確化</u> <u>対象保険会社の代表取締役は、Ⅱ-3-14-3-1-1のようなシステム統合リスクのリスク特性やプロジェクトマネジメントの重要性を正確に認識しているか。</u> <u>対象保険会社の代表取締役は、システム統合に係る役職員の責任分担を明確化するとともに、自らの経営姿勢を明確化しているか。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>(2) システム統合方式に係る経営判断の合理性 <u>対象保険会社の取締役会は、システム統合の方式決定に当たり、対象保険会社間の軋轢を排除し、十分な協議を行い、合併等までのスケジュール、合併後の経営戦略等に基づき、システム統合実施までの十分な準備期間、十分な予算や人的資源を確保した上で、合理的な意思決定を行っているか。</u></p> <p>(3) プロジェクトマネジメントのための基本的な体制整備</p> <p>① <u>対象保険会社の取締役会は、システム統合は、単にシステムの問題としてではなく、事務処理対応及び顧客対応という事務リスクと密接不可分であること、また、一つの分野で発生するリスクが他の分野にも波及し、経営再編全体の大きな障害となる可能性があることを十分認識した上で、協調して、システム統合に係る計画・作業を統括管理する役員及び部門（以下「統括役員及び部門」という。）等を設置しているか。</u></p> <p>② <u>対象保険会社間、取締役・統括役員及び部門間、開発部門・ユーザー部門間、同一部門内、営業店（代理店を含む）内における意思疎通が十分に図られる体制が整備されているか。</u></p> <p>③ <u>対象保険会社の取締役会並びに統括役員及び部門は、協調して統合プロジェクトの進捗状況を的確に把握できる体制を整備しているか。システム統合に関する情報が対象保険会社の一部の役職員の間にとどまることのないよう保険会社内、保険会社間の報告体制が整備されているか。</u></p> <p>(4) システム統合計画とその妥当性</p> <p>① <u>事務・システム両面にわたる徹底したリスクの洗出しと軽減策</u> <u>対象保険会社の取締役会は、統合前のそれぞれのシステムの実態及びこれまでのシステム障害の事例等を踏まえ、システム統合</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>において対顧客障害を起こさないという観点から、事務・システム両面にわたる徹底したリスクの洗出しと軽減策を講じた上で、システム統合計画を策定しているか。</u></p> <p><u>事務・システム両面にわたり十分かつ保守的な移行判定項目・基準を策定しているか。</u></p> <p>② <u>システム統合計画の妥当性</u></p> <p><u>あらかじめ決められた統合の期限を優先するあまり、リスク管理を軽視した計画等となっていないか、第三者機関の評価等も活用して、計画の妥当性につき客観的・合理的に検証しているか。</u></p> <p><u>また、移行判定項目・基準等においては、全ての役職員がいつまでに何をすべきかを明確に定めたものとなっているか。</u></p> <p>(5) <u>保険会社における十分なテスト・リハーサル体制の構築</u></p> <p>① <u>レビューやテスト不足が原因で、顧客に影響が及ぶような障害や経営判断に利用されるリスク管理用資料等の重大な誤算が発生しないような十分なテスト、リハーサルの体制を整備しているか。具体的には、工程毎のレビュー実施状況を検証し、品質状況を管理するためのレビュー実施計画や、システム統合に伴う開発内容に適合したテスト計画が策定され、実施するための体制が整備されているか。</u></p> <p><u>特に、ファイル移行等に関する最終的な品質は、全量データによる機能確認を行わないと判定できないことを踏まえたテスト計画となっているか。さらに、テスト期間中に判明する想定外の不整合データについてのデータクレンジング等の追加的な事務負担を織り込んで、スケジュール管理が行われているか。</u></p> <p>② <u>システムの開発内容に関係ない部分であっても、例えば対外接続系に使用されていたベンダーのパッケージソフトの潜在的な不具合が統合時に顕在化し、結果として大規模な障害に発展する</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>等、全く想定外のリスク事象が発生することがあることにかんがみ、影響がないと見込まれる部分であっても影響がないことを確認するためのテスト等を可能な限り計画しているか。</u></p> <p>③ <u>統合後の業務運営の検証のため、本番環境を想定した訓練やリハーサルは、可能な限り営業店（代理店を含む）等に同時並行的にピーク時の負荷をかける等、できる限り忠実に本番に近い環境を再現して行うこととしているか。</u></p> <p>④ <u>統合により、事務処理の方式が抜本的に変化する営業店（代理店を含む）において、いわゆる追付き開発・差分開発の見送りに伴う事務負担の増加への対応を含め、事務手続きの習得教育・障害訓練は十分行われているか。さらに、その進捗状況を把握・評価する体制が整備されているか。</u></p> <p>(6) <u>対顧客説明、接続テスト実施体制の構築</u></p> <p>① <u>顧客折衝の実施計画や折衝に当たって必要な役職員研修の具体的な実行計画等、顧客への周知・説明態勢の十分な整備、研修やマニュアルの実行可能性について、個別具体的な検証がなされているか。</u></p> <p>② <u>システム統合により、取り扱うサービス（例えば、保険料の徴求形態や徴求日等）に変更がある場合には、顧客利便性に配慮した検討を行ったうえで、顧客への周知が適切に行われているか。</u></p> <p>③ <u>保険料の口座振替、保険金の口座振込等の顧客とつながりのある取引について、金融機関等の接続先の事情を勘案した接続テストの実施等スケジュールを策定し、接続先への説明を十分に行っているか。</u></p> <p><u>特に、顧客とつながりのある取引に関する接続テストは、可能な限り全て実施することを基本として計画を組んでいるか。</u></p> <p><u>接続テストを行わないケース又は行う必要がないと考えられるケースについても、可能な限り実データ等により問題が起きな</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>いことを確認することとしているか。</u></p> <p>④ <u>対顧客説明、接続テスト等の進捗状況を把握・評価する体制が整備されているか。</u></p> <p>(7) <u>設計・開発段階からのプロジェクトマネジメント</u> <u>商品の整理・統合等に係る設計・開発段階から、ユーザー部門とシステム部門の間で認識の相違や、業務要件の洗出しの漏れ・仕様調整漏れが生じ、これが統合時の障害のひとつの原因となっていることから、設計・開発の各段階毎に品質管理が重要である。</u> <u>こうしたことを踏まえ、各工程の検証及び承認ルールを明確にする等、適切な管理が行われているか。特に、納期を優先するあまり、品質を犠牲にし、各工程の完了基準を満たさずに次工程に進むことがないか。</u></p> <p>(8) <u>外部委託先の管理態勢</u> <u>統合に係るシステム開発等の業務が外部委託される場合、当該委託先と統括部門との間の意思疎通が十分に図られる体制を整備しているか。</u> <u>外部委託先の作業の問題点の早期発見・早期是正がなされないと、追加テスト等を行うことによる遅延が発生することを踏まえ、外部委託業務の内容及びその進捗状況を的確に把握しているか。</u> <u>特に、対象保険会社と複数の外部委託先が関与する場合、管理態勢の複雑化に伴うリスクを十分認識した上で、対象保険会社が協調して、主体的に関与する体制となっているか。</u></p> <p>(9) <u>計画の進捗管理・遅延・妥当性の検証に係るプロジェクトマネジメント</u> ① <u>対象保険会社の取締役会並びに統括役員及び部門は、システム統合計画の進捗管理に際し、協調して残存課題、未決定事項等の</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>問題点の把握、解消予定の見定めが十分なされる体制となっているか。</u></p> <p>② <u>プロジェクトの進捗管理に当たっては、常に計画の妥当性まで遡って検証しながら進めることとしているか。</u></p> <p>③ <u>システム統合が遅延する等、不測の事態が生じた場合に協調して適切に対応できる体制を整備しているか。具体的には、システム統合が計画に比して遅延した場合にスケジュールを見直す基準が策定された上で取締役会の承認を得ており、それに基づいて適切な対応が図られる体制が整備されているか。</u> <u>また、協調して遅延の根本原因を究明し、対処する体制が整備されているか。</u></p> <p>(10) <u>資源配分及び計画の変更等に係るプロジェクトマネジメント</u></p> <p>① <u>統合の各段階において経営資源が適切に配分されているか等、対象保険会社が協調して統合の段階毎の進捗について検証を行い、仮に問題点が把握された場合には、それに対し速やかに適切な方策を講じることとしているか。特定の部署・担当者に作業が集中することのないよう業務管理が適切に行われているか。</u></p> <p>② <u>計画の見直しに当たっては、変更後の計画が妥当なものであるか、変更により全体のプロジェクトにどのような影響があるかを十分検証、検討したものとなっているか。</u></p> <p>(11) <u>厳正な移行判定の実施</u> <u>対象保険会社の統括役員及び部門は、Ⅲ-3-14-3-1を踏まえ安全性・安定性を確保するために適切に策定され、取締役会の承認を得た業務の移行判定基準（システムの移行判定基準を含む。）に従い、システムを含む統合後の業務運営体制への移行の可否を判断し、取締役会での承認を経て実行することとしているか。</u> <u>移行判定時まで、必要なテスト、リハーサル、研修及び訓練等</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>（コンティンジェンシープランの訓練及びその結果を踏まえたプランの見直しまで含む。）が終了し、経営陣の判断するに当たっての不可欠な材料が全て揃うスケジュール・計画となっているか。</u></p> <p><u>移行判定の時期は、対外接続や顧客への対応も含めて、フォールバックが円滑に行われるよう、統合予定日から十分な余裕をもって遡って設定されているか。</u></p> <p><u>（12） フォールバックの態勢整備</u></p> <p><u>移行判定時において統合不可（戻し、延期等）の判断がなされた場合、システム、内部事務、顧客対応等が円滑に行われる体制が整備されているか。</u></p> <p><u>システム統合日前後における不測の事態への対応プラン（システム統合の中止を含む。）が連携して策定され、取締役会の承認を得ているか。</u></p> <p><u>（13） コンティンジェンシープランの確立</u></p> <p><u>既存のコンティンジェンシープランについて、システム統合後のシステムの構成や組織体制に基づいた見直しを行った上で、取締役会の承認を受けているか。</u></p> <p><u>また、システム統合に係るコンティンジェンシープランが、同様に策定されているか。特にこれまでの事例を踏まえ、対象保険会社は連携して、</u></p> <p><u>① システム障害等の不測の事態が発生した場合、システムが完全復旧するまでの代替手段を検討・整備しているか。</u></p> <p><u>② システム障害が取引のピーク日に発生した場合、契約の二重計上による保険料の二重引き落とし、保険金・解約返戻金の過誤払いや計算誤り等の二次的災害を防止するためのマニュアル対応及び営業店（代理店を含む）等を含めた訓練が十分に行われる体制が整備されているか。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>また、統合後の事務処理に不慣れな営業店（代理店を含む）の混乱等による顧客サービスの低下を防止するための体制が整備されているか。</u></p> <p><u>システムが完全復旧するまでの間、手作業に頼らざるを得ない場合に備え、軽微な障害であっても短期間に同時多発する可能性も考慮して、事務量を適切に把握し、必要な人員の確保が迅速にできる体制が整備されているか。</u></p> <p>③ <u>システム障害等の不測の事態が発生した場合、障害の内容・原因、復旧見込等について公表するとともに、顧客からの問い合わせに的確に対応するため、コールセンターの開設等を迅速に行うこととしているか。</u></p> <p>④ <u>単に机上のプランにとどまらず、実際に十分な回数の訓練を行い、その結果を踏まえて、必要に応じプランの見直しを行って、実効性を確保しているか。</u></p> <p>(14) <u>実効性のある内部監査、第三者評価</u></p> <p>① <u>対象保険会社の内部監査部門（以下「内部監査部門」という。）は、単なる進捗状況のモニタリング・検証のみならず、各問題が統合計画に与える影響やシステム統合リスク管理態勢の実効性といった観点から監査するものと位置付けられた上で、協調して業務監査及びシステム監査を行うことができる体制となっているか。また、システムの開発過程等プロセス監査に精通した要員を確保しているか。</u></p> <p>② <u>システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を、その限界も見極めつつ、効果的に活用しているか。</u></p> <p>(15) <u>保険持株会社による統括機能</u> <u>保険持株会社の下で子保険会社等のシステム統合が行われる場</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>II-3-14-3 その他オペレーショナル・リスク管理態勢 （略）</p> <p>II-3-15 監督手法・対応 （略）</p> <p>(1) システム統合時</p> <p>① <u>保険会社が合併等の経営再編に伴いシステム統合等を公表したとき、又はシステム統合等を公表した場合には、システム統合に向けたスケジュール等及びその進捗状況について、必要に応じ、法128条に基づく報告等により把握を行うものとする。</u></p> <p>② <u>保険会社が、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を行う場合にあっては、当該合併等の認可において、システム統合等を円滑に実施するための具体的な計画、システム統合リスクに係る内部管理体制（内部監査を含む。）、その他の事項について資料の提出を求めるとともに、合併等の認可後から当該システム統合完了までの間、法第128条に基づく報告を定期的に求めるものとする。</u></p> <p>(2) 障害発生時 （略）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>合には、保険持株会社の経営管理機能の一環として、システム統合リスク管理機能（プロジェクト管理機能を含む。）が適切に発揮されているか。</u></p> <p>II-3-14-4 その他オペレーショナル・リスク管理態勢 （略）</p> <p>II-3-15 監督手法・対応 （略）</p> <p>（削除）</p> <p>(1) 障害発生時 （略）</p> <p>(2) システムの更新時</p> <p><u>保険会社が重要なシステムの更新等を行うときは、必要に応じ、法第128条に基づき報告を求め、計画及び進捗状況、プロジェクトマネジメントの適切性・実効性等について確認を行い、重大な問題</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>があると認められる場合には、第132条に基づく行政処分を行うものとする。</u></p> <p>(3) システム統合時</p> <p>① <u>保険会社が、システム統合等を行う場合にあっては、基本合意等の公表を受けて、システム統合の計画（スケジュールを含む。）及びその進捗状況、並びに、システム統合リスク管理及びプロジェクトマネジメントの態勢について、定期的に報告を求めて実態を把握し、重大な問題がないか検証する。</u></p> <p>② <u>システム統合リスク管理態勢等に関する検査結果通知が行われた場合には、法第128条に基づき、指摘事項について、事実確認、発生原因分析、改善対応策、その他を取りまとめた報告、及び、リスクを適正に制御する方策（計画を的確に履行するための方策、内部監査を含む内部管理態勢等）についても報告を求め、システム統合リスク管理態勢（プロジェクトマネジメントの態勢を含む。以下同じ。）に問題がないか検証する。</u></p> <p><u>さらに、定期的にフォローアップ報告を求めて、検査結果を受けた改善・対応策の進捗状況、プロジェクト管理態勢の実効性等の確認を行う。</u></p> <p>③ <u>システム統合に係る移行判定が行われたときは、その判断の根拠等につき、法128条に基づく報告を求める。</u></p> <p>④ <u>上記①～③のいずれかの検証等の結果、問題がある場合には法第128条に基づき報告を求め、重大な問題がある場合には、法第132条に基づく行政処分を行うものとする。</u></p> <p>⑤ <u>システム統合に係る経営統合が当局の認可を要する場合</u> <u>当該認可申請に対し、法令に基づく審査基準の範囲内で、システム統合計画を的確に履行するための方策、内部監査を含む内部管理態勢等Ⅱ-3-14-3-2を踏まえた資料提出を求め、システム統合リスク管理態勢に問題がないか審査し、必要に応じ所要の調</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>II-4 業務の適切性</p> <p>II-4-2 <u>不祥事件等に対する監督上の対応</u></p> <p>II-4-3 保険募集態勢</p> <p>（新設）</p> <p>II-4-3-1 適正な<u>生命</u>保険募集態勢の確立 （略）</p>	<p><u>整を経て、又は法第310条に基づき必要な条件を付して認可することとする。</u></p> <p><u>また、合併等の認可後から当該システム統合完了までの間、法128条に基づく報告を定期的に求めるものとする。</u></p> <p>⑥ システム障害が発生した場合 <u>本監督指針II-3-14-2-2（10）、II-3-16（1）等にも留意する。</u></p> <p>II-4 業務の適切性</p> <p>（削除）</p> <p>II-4-2 保険募集管理態勢</p> <p><u>保険会社は、保険募集人が保険契約者等の利益を害することがないよう、適正な保険募集管理態勢を確立する必要がある。</u></p> <p><u>このため、以下のような措置等について、適切に実行するとともに、内部監査部門による監査や代理店監査等を通じて、事後的に適切性等を検証し、必要に応じて改善を図ることが求められる。</u></p> <p>II-4-2-1 適正な保険募集管理態勢の確立</p> <p><u>(1) 保険募集人の採用・委託・登録・届出</u></p> <p>① <u>保険募集人の採用、保険代理店（「生命保険代理店」（法第2条第19項に規定する「生命保険募集人」のうち、生命保険会社の委託を受けた者、若しくは、その者（法第275条第3項に基づく認可を受けた者に限る。）の再委託を受けた者で、その生命保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者をいう。以下同</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>じ。）及び「損害保険代理店」（法第2条第21項に規定する者をいう。以下同じ。）への委託にあたって、その適格性を審査しているか。</u></p> <p><u>また、その審査にあたっての審査基準が整備されているか。</u></p> <p><u>なお、保険代理店の委託にあたっては、保険募集に関する法令等や保険契約に関する知識、保険募集の業務遂行能力に加えて、本来の事業目的、事業内容等について、以下の点を確認し、審査しているか。</u></p> <p><u>ア. 保険契約者等の保護及び保険募集の公正を確保するための内部管理態勢及び保険募集管理態勢が整備されていること。</u></p> <p><u>イ. 法令等により保険募集を行うことができない者ではないこと。</u></p> <p><u>ウ. 本来の事業目的・事業内容に照らし、保険募集を業務として行うに適した者であること。</u></p> <p><u>エ. 保険代理店において、保険募集に従事する役員又は使用人については、以下の要件を満たすことに留意する必要がある。</u></p> <p><u>（ア） 保険募集に従事する役員又は使用人とは、保険代理店から保険募集に関し、適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者であること。</u></p> <p><u>（イ） 使用人については、上記（ア）に加えて、保険代理店の事務所に勤務し、かつ、保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者であること。</u></p> <p><u>（ウ） 法第302条に規定する保険募集に従事する役員又は使用人は、他の保険代理店又は損害保険会社において保険募集に従事する役員又は使用人にはなれないこと。</u></p> <p><u>（注） 法第275条第3項に規定する場合を除き、保険募集の再委託は禁止されていることに留意する必要がある。</u></p> <p>② <u>以下のいずれかの業務を行う者は、法第276条に規定する特定保</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>険募集人（法第 276 条に規定する「特定保険募集人」のうち、「少額短期保険募集人」を除いた者をいう。以下同じ。）の登録、及び損害保険代理店の役員又は使用人の場合は、法第 302 条に規定する届出を行っているか。</u></p> <p><u>ア. 保険契約の締結の勧誘</u></p> <p><u>イ. 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明</u></p> <p><u>ウ. 保険契約の申込みの受領</u></p> <p><u>エ. その他の保険契約の締結の代理又は媒介</u></p> <p><u>（注）登録・届出の要否については、一連の行為の中で当該行為の位置付けを踏まえたうえで、総合的に判断する必要があるが、例えば、以下に掲げる行為のみを行う者は、基本的に上記の登録・届出は不要であると考えられる。</u></p> <p><u>（ア）保険募集人の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布</u></p> <p><u>（イ）コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や事務手続き等についての説明</u></p> <p><u>（ウ）金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明</u></p> <p><u>③ 生命保険会社においては、法人等に対し、登録を行わずに保険代理店委託を行うなどにより、法令等を潜脱する行為を排除する措置を講じているか。</u></p> <p><u>例えば、法人等に対して、紹介代理店委託を行うなどにより、紹介料等の名目で対価性のない金銭の支払いその他の便宜供与を行っていないか。</u></p> <p><u>（2）特定保険募集人等の教育・管理・指導</u></p> <p><u>保険会社においては、保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備（顧客情報の適正な管理を含む。）等について、社内規則等に定めて、特定保険募集人の育成、</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているか。</u></p> <p><u>損害保険会社の保険募集を専ら行う社員についても、保険募集に関して適切な教育・管理・指導を行っているか。</u></p> <p>① <u>特定保険募集人等の教育について</u> <u>保険商品の特性に応じて、顧客が十分に理解できるよう、多様化した保険商品に関する十分な知識や保険契約に関する知識の付与及び適切な保険募集活動のための十分な教育を行っているか。</u></p> <p>② <u>特定保険募集人等の管理・指導について</u></p> <p>ア. <u>特定保険募集人等の挙績状況、保険契約の継続状況等の常時把握可能な管理を行っているか。</u> <u>また、保険契約者等保護の観点から、特定保険募集人等の育成状況及び保険募集の状況等について、適時把握し、適正な措置を講じているか。</u></p> <p>イ. <u>保険会社の役職員が実質的な保険募集を行い、その保険契約を保険代理店の扱いとする等の行為又は特定保険募集人等の間での成績を付け替える等の行為を排除するための措置を講じているか。</u></p> <p>ウ. <u>保険代理店に対して、領収した保険料を自己の財産と明確に区分し、保険料等の収支を明らかにする書類等を備え置かせているか。</u></p> <p>エ. <u>保険代理店に対して、領収した保険料等を領収後、遅滞なく、保険会社へ送金するか、又は、別途専用の預貯金口座に保管し、遅くとも保険会社における保険契約の計上月の翌月までに精算するよう指導しているか。</u></p> <p>オ. <u>保険代理店に対して、保険料の領収にあたり、以下のような行為を行わせないように指導しているか。</u> <u>（ア）保険料の全部又は一部の支払いを受けずに保険料領収証を交付していないか。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p> <u>（イ） 保険料の領収は会社所定の領収証に限定されているか。</u> <u>（ウ） 手形による保険料の領収が行われていないか。</u> <u>（エ） 保険料口座振替契約であるにも関わらず正当な理由なく、手集金がされていないか。</u> <u>（オ） 保険料の振替口座が正当な理由なく、保険契約者以外の名義の口座となっていないか。</u> <u>カ. 保険証券が正当な理由なく、保険代理店を介して保険契約者へ交付されていないか。</u> <u>キ. 保険金や満期返戻金が保険代理店を介して保険契約者等へ給付されていないか。</u> <u>ク. 保険代理店と締結する代理店委託契約書において保険代理店が遵守すべき事項を定めているか。</u> ③ 保険代理店等に対する監査について <u>営業所等の拠点及び保険代理店の保険募集に関する業務内容について、以下のような点を含めて、監査等を適切に実施し、営業所等の拠点及び保険代理店の保険募集の実態や内部事務管理の状況等を把握しているか。</u> <u>また、監査等において内部事務管理が不適切な営業所等の拠点及び保険代理店に対し、適切な措置を講じるとともに、改善が図られるよう指導・検証する態勢を整備しているか。</u> <u>ア. 営業所等の拠点及び保険代理店に対する監査の周期は、営業所等の拠点及び保険代理店の業務の品質を確保するうえで有効なものとなっているか。</u> <u>イ. 監査等を実施する営業所等の拠点及び保険代理店の選定及び監査等の項目は、日常の管理を行う中で把握した情報や管理指標の異常値等に着目し、適時適切に見直しを行っているか。</u> <u>ウ. 監査等の手法として、無予告での訪問による監査等を実施できる態勢を整備しているか。</u> </p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>II-4-3-2 生命保険契約の締結及び保険募集 (略)</p>	<p>II-4-2-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1) <u>法第 282 条第 3 項関係（生命保険募集人に係る制限（一社専属制）の例外の適用）</u></p> <p>① <u>2 以上の所属保険会社を有する生命保険募集人については、所属保険会社間の不当な乗換募集の防止、顧客情報の管理等についての措置が講じているか。</u></p> <p>② <u>生命保険会社は、法第 282 条の規定により、他の生命保険会社の生命保険募集人に対して保険募集の委託をしようとするときは、当該生命保険募集人が令第 40 条及び告示に定める要件を満たしているか。</u></p> <p>③ <u>当該要件を潜脱する等、保険契約者等の保護に欠けるおそれを生ぜしめる方法による委託が行われていないか。</u></p> <p>④ <u>当該要件を満たさない状態が、当面 6 ヶ月以上続いている場合、適正化措置を講じているか。</u></p> <p>⑤ <u>上記要件の適用にあたっては、以下の事項にも留意する必要がある。</u></p> <p>ア. <u>他の生命保険会社の保険契約の締結の代理（媒介を含む。）を受託する生命保険会社の所属保険会社が、当該他の生命保険会社 1 社のみである場合についても、令第 40 条第 1 号の趣旨を踏まえ、当該受託する生命保険会社が同号の要件を満たす場合は、その役員又は使用人として保険募集を行う者についても、同号の要件を満たしているものであること。</u></p> <p>イ. <u>令第 40 条第 2 号の適用は、生命保険募集人複数名という同条第 1 号を適用できない場合を想定していること。</u></p> <p>ウ. <u>令第 40 条第 2 号の判定日は、個々の生命保険代理店が乗合登録をする時点で要件を満たしていればよいこと。</u></p> <p>エ. <u>専門性を判定する「年間総売上高」とは、乗合登録を行う直前 1 年間若しくは乗合登録を行う日の属する年の前事業年度と</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>する。</p> <p><u>オ. 令第40条第2号の適用でかつ同条第1号の条件を満たしている乗合代理店が同条第1号の条件未達となった場合、一定期間のうちに同条第1号の条件を満たし、適正化することが基本であるが、適正化できなかった場合は、同条第2号適用対象の生命保険会社と最先発会社との乗合のみ可とする。</u></p> <p>(2) <u>法第295条関係（損害保険代理店に係る自己契約の禁止）</u></p> <p>① <u>自己契約</u></p> <p><u>以下に留意しつつ、代申会社（法第284条に基づき代理人として登録の申請等を行う所属保険会社をいう。以下同じ。）において損害保険代理店の自己契約の状況を把握し、厳正に管理・指導をしているか。</u></p> <p><u>ア. 自己契約の計算対象から除外する保険契約は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>ただし、いずれの契約にあっても実質的な保険料負担は損害保険代理店以外の被保険利益を有する者が行うものに限る。</u></p> <p><u>（ア） 第三者の所有物につき輸送、保管などの受託業務を行う者が、当該受託貨物につき委託者のために締結する保険契約</u></p> <p><u>（イ） 輸出CIF又はC&I売買契約に係る貨物海上保険契約</u></p> <p><u>（ウ） 輸入FOB又はC&F売買契約における本船積み後のリスク担保の貨物海上保険契約のうち、第三者から委託を受けて輸入する貨物に係る貨物海上保険契約</u></p> <p><u>（エ） 上記（イ）、（ウ）に準ずる国内売買契約に基づき国内相互間を輸送させる貨物に係る貨物海上及び運送保険契約</u></p> <p><u>（オ） 自動車製造業者、販売業者又は陸送業者から最終需要者に引き渡されるまでの過程にある販売用自動車（販売の目的をもって製造若しくは整備された自動車）につき、当該</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>自動車の製造業者、販売業者又は陸送業者が締結する自動車に関する保険契約</u></p> <p><u>(カ) 旅行業者が旅行業法に基づき締結する主催旅行に係る保険契約</u></p> <p><u>(キ) 割賦販売業者又はリース業者が販売物件又はリース物件につき締結する保険契約</u></p> <p><u>イ. 自己契約に係る保険料の計算にあたっては、以下のとおり取り扱う。</u></p> <p><u>(ア) 自己物件と他人物件が混同する保険契約の場合で、自己契約に該当する保険料が明確に区分されないときは、その全額を自己契約に該当するものとみなす。</u></p> <p><u>(イ) 保険期間の途中で、自己物件が他人物件に、他人物件が自己物件に変更になった場合には、自己契約に係る保険料は期間按分して算定することができる。</u></p> <p><u>② 特定契約</u></p> <p><u>損害保険代理店が、自らと人的又は資本的に密接な関係を有する者を保険契約者又は被保険者とする保険契約（以下、「特定契約」という。）の保険募集を主たる目的（取扱保険料に占める特定契約の保険料の割合が5割を超えること）とすることは、法第295条の趣旨に照らし問題があるため、以下に留意しつつ、自己契約と同様に状況を把握し、厳正に管理・指導を行い、もって保険募集の公正を確保し、損害保険代理店の自立化の促進に努めているか。</u></p> <p><u>ア. 以下に掲げる者（以下、「特定者」という。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約を特定契約として把握しているか。</u></p> <p><u>(ア) 損害保険代理店本人と生計を共にする親族（姻族を含む。）及び生計を共にしない2親等以内の親族（姻族を含まず。）</u></p> <p><u>(イ) 損害保険代理店本人又は配偶者若しくは2親等以内の親族（姻族を含まず。）が常勤役員である法人（法人でな</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>い</u> 社団若しくは財団を含む。以下、Ⅱ-4-2-2 (2) ②ア. <u>において同じ。</u></p> <p><u>(ウ)</u> 法人である損害保険代理店と役職員の兼務関係（非常勤、出向及び出身者を含む。）がある法人。なお、ここでいう「出身者」とは、当該法人を退職した時点を起算点として、退職後3年未満の者をいう。</p> <p><u>(エ)</u> 法人である損害保険代理店への出資比率が30%を超えるもの</p> <p><u>(注)</u> 出資比率の算定方法</p> <p>a. 出資者が法人の場合は、当該法人に所属する役員個人及びその者と生計を共にする親族（姻族を含まず。）の出資額を合算した額で算定して、30%を超えたときの当該法人</p> <p>b. 出資者が個人の場合は、当該個人と生計を共にする親族（姻族を含まず。）の出資額を合算した額で算出して30%を超えたときの当該個人</p> <p><u>イ.</u> 特定契約の保険募集を主たる目的とする損害保険代理店（以下、「特定契約取扱代理店」という。）の判定を、損害保険代理店の事業年度ごとに行っているか。その他の計算方法については、自己契約と同様に取り扱っているか。</p> <p><u>また、特定契約としない保険契約は、自己契約に準じて取り扱っているか。</u></p> <p><u>ウ.</u> 損害保険代理店が特定契約取扱代理店であることが判明した場合には、至った事由及び是正計画を付して、判定を行った月の翌月末日までに財務局又は福岡財務支局（沖縄総合事務局を含む。以下、「財務局等」という。）へ報告がなされているか。</p> <p><u>(注)</u> 既存の損害保険代理店に対する措置として、平成8年3月31日以前に登録した損害保険代理店で、かつ、同年4月1日以降平成13年3月31日までの間に損害保険代理</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>店制度に基づく種別変更を行わなかった損害保険代理店については、当分の間、以下の計算で行う。</u></p> <p><u>（ア） 対象保険契約は、火災保険、自動車保険及び傷害保険契約（医療費用保険及び介護費用保険を含む。）とする。</u></p> <p><u>（イ） 特定契約の割合は、各特定者個々で特定契約の割合を計算し、そのうち最も高い割合を特定契約の割合とする。</u></p> <p><u>③ 自己契約又は特定契約に係る収入保険料の割合が30%を超えた場合には、速やかに改善するよう損害保険代理店を指導しているか。</u></p> <p><u>（3） 法第300条第1項第1号関係</u></p> <p><u>① 保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げる場合は、保険契約の種類及び性質等に応じて適正に行われているか。</u></p> <p><u>② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。</u></p> <p><u>なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>（注1） 団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体に対して行うものは本項目の対象としない。</u></p> <p><u>なお、重要事項説明書、約款等の他の方法により、当該団体に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>（注2） 法第300条の2に規定する特定保険契約（以下、「特定保険契約」という。）については、法第300条第1項第1号の規定は適用されず、法第300条の2で準用する金融商品取引</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>法（以下、「準用金融商品取引法」という。）第37条の3第1項に規定する書面（以下、「契約締結前交付書面」という。）を交付する必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>（注3） 第二分野の保険商品については、自動車保険、火災保険、賠償責任保険等であって、事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する保険商品でない場合を本項目の対象とする。</u></p> <p><u>なお、本項目の対象とならない保険商品についても、重要事項説明書、約款等の他の方法により、顧客に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>ア. 「契約概要」の項目</u></p> <p><u>（ア） 当該情報が「契約概要」であること。</u></p> <p><u>（イ） 商品の仕組み</u></p> <p><u>（ウ） 保障（補償）の内容</u></p> <p><u>（注） 保険金等の支払事由、支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合について、それぞれ主なものを記載すること。</u></p> <p><u>保険金等を支払わない場合が通例でないときは、特に記載すること。</u></p> <p><u>（エ） 付加できる主な特約及びその概要</u></p> <p><u>（オ） 保険期間</u></p> <p><u>（カ） 引受条件（保険金額等）</u></p> <p><u>（キ） 保険料に関する事項</u></p> <p><u>（ク） 保険料払込みに関する事項（保険料払込方法、保険料払込期間）</u></p> <p><u>（ケ） 配当金に関する事項（配当金の有無、配当方法、配当額の決定方法）</u></p> <p><u>（コ） 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項</u></p> <p><u>イ. 「注意喚起情報」の項目</u></p> <p><u>（ア） 当該情報が「注意喚起情報」であること。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>(イ) クーリング・オフ（法第 309 条第 1 項に規定する保険契約の申込みの撤回等）</u></p> <p><u>(ウ) 告知義務等の内容</u></p> <p><u>(注) 危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続できない（保険期間の途中で終了する）場合がある旨の約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること。</u></p> <p><u>(エ) 責任開始期</u></p> <p><u>(オ) 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの。</u></p> <p><u>(注) 通例でないときは、特に記載すること。</u></p> <p><u>(カ) 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等</u></p> <p><u>(注) 保険料の自動振替貸付制度を備えた保険商品については、当該制度の説明を含む。</u></p> <p><u>(キ) 解約と解約返戻金の有無</u></p> <p><u>(ク) セーフティネット</u></p> <p><u>(ケ) 手続実施基本契約の相手方となる指定 ADR 機関（法第 2 条第 28 項に規定する「指定紛争解決機関」をいう。以下同じ。）の商号又は名称（指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）</u></p> <p><u>(コ) 補償重複に関する以下の事項</u></p> <p><u>(注) 補償重複とは、複数の損害保険契約の締結により、同一の被保険利益について同種の補償が複数存在している状態をいう。</u></p> <p><u>a. 補償内容が同種の保険契約が他にある場合は、補償重複となることがあること</u></p> <p><u>b. 補償重複の場合の保険金の支払に係る注意喚起</u></p> <p><u>c. 補償重複の主な事例</u></p> <p><u>(サ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>③ <u>顧客から重要な事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。</u></p> <p>(4) <u>準用金融商品取引法第 37 条の 3 関係</u></p> <p>① <u>契約締結前交付書面の交付を行う場合は、特定保険契約の種類及び性質等に応じて適切に行われているか。</u></p> <p>② <u>契約締結前交付書面に関し、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ、書面を作成し、交付しているか。</u> <u>なお、契約締結前交付書面の主な項目は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(注 1) 団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体に対して行うものは本項目の対象としない。</u> <u>ただし、当該団体に対して準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項の規定に従い、契約締結前交付書面を交付する必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>(注 2) 第二分野の保険商品については、自動車保険、火災保険、賠償責任保険等であって、事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する保険商品でない場合を本項目の対象とする。</u> <u>ただし、本項目の対象とならない保険商品についても、準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項の規定に従い、契約締結前交付書面を交付する必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>(注 3) 「契約概要」と「注意喚起情報」を一体で作成する場合、「契約締結前交付書面の内容を十分に読むべきこと」を契約締結前交付書面の冒頭に記載し、以下のア. (ア) 及びイ. (ア) を省略することができる。</u> <u>また、この場合、以下のア. (イ) 及びイ. (エ) はどちらか一方を省略することができる。</u></p> <p><u>ア. 「契約概要」の項目（準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項第 3 号等関係）</u> <u>(ア) 当該情報が「契約概要」であり、その内容を十分に読む</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>べきこと。</u></p> <p><u>(イ) 保険会社の商号又は名称及び住所</u></p> <p><u>(注) その連絡方法についても、明示すること。</u></p> <p><u>(ウ) 商品の仕組み</u></p> <p><u>(エ) 保障（補償）の内容</u></p> <p><u>(注) 保険金等の支払事由、支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合について、それぞれ主なものを記載すること。</u></p> <p><u>保険金等を支払わない場合が通例でないときは、特に記載すること。</u></p> <p><u>(オ) 付加できる主な特約及びその概要</u></p> <p><u>(カ) 保険期間</u></p> <p><u>(キ) 引受条件（保険金額等）</u></p> <p><u>(ク) 保険料に関する事項</u></p> <p><u>(ケ) 保険料払込みに関する事項（保険料払込方法、保険料払込期間）</u></p> <p><u>(コ) 配当金に関する事項（配当金の有無、配当方法、配当額の決定方法）</u></p> <p><u>(サ) 解約返戻金等の水準及びそれらに関する事項</u></p> <p><u>以下に掲げる商品については、各商品ごとに以下の項目も記載するものとする。</u></p> <p><u>(変額保険、変額年金保険)</u></p> <p><u>(シ) 特別勘定に属する資産の種類及びその評価方法</u></p> <p><u>(ス) 特別勘定に属する資産の運用方針</u></p> <p><u>(セ) 諸費用に関する事項（保険契約関係費、資産運用関係費等）</u></p> <p><u>(ソ) 特別勘定に属する資産の運用実績により将来における保険金等の額が変動し、不確実であること及び損失が生ずるおそれがあること。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>（タ） 上記（シ）から（ソ）の項目のほか、規則第 53 条第 1 項第 5 号及び同項第 6 号に規定する書面を参照すること。</u></p> <p><u>（外貨建て保険）</u></p> <p><u>（シ） 保険金等の支払時における外国為替相場により円に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場による円に換算した保険金等の額を下回る場合があること及び損失が生ずるおそれがあること。</u></p> <p><u>（ス） 外国通貨により契約を締結することにより、特別に生じる手数料等の説明</u></p> <p><u>（MVA（Market Value Adjustment）（注）を利用した商品）</u></p> <p><u>（シ） 市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させる保険であることの説明</u></p> <p><u>（ス） 保険契約の締結から一定の期間内に解約された場合、解約返戻金額が市場金利に応じて計算されるため、損失が生ずるおそれがあること。</u></p> <p><u>（セ） 諸費用に関する事項（運用期間中の費用等）</u></p> <p><u>（注） MVA（Market Value Adjustment）とは、保険料積立金（保険法第 63 条に規定する保険料積立金をいう。）に契約時と解約時の金利差によって生じる運用対象資産の時価変動に基づく調整を加えたものを解約返戻金とする仕組みをいう。</u></p> <p><u>イ. 「注意喚起情報」の項目（準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項第 7 号（規則第 234 条の 24）等関係）</u></p> <p><u>（ア） 当該情報が「注意喚起情報」であり、その内容を十分に読むべきこと。</u></p> <p><u>（イ） 諸費用に関する事項の概要</u></p> <p><u>（ウ） 損失が生ずるおそれがあること。</u></p> <p><u>（注 1） 当該損失の直接の原因となる指標、及び当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由に</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>についても明示すること。</u></p> <p><u>（注2） 上記（イ）及び（ウ）は、「注意喚起情報」の冒頭の枠の中で記載すること。</u></p> <p><u>（エ） 保険会社の商号又は名称及び住所</u></p> <p><u>（注） その連絡方法についても、明示すること。</u></p> <p><u>（オ） クーリング・オフ（法第309条第1項に規定する保険契約の申込みの撤回等）</u></p> <p><u>（カ） 告知義務等の内容</u></p> <p><u>（注） 危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続できない（保険期間の途中で終了する）場合がある旨の約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること。</u></p> <p><u>（キ） 責任開始期</u></p> <p><u>（ク） 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの。</u></p> <p><u>（注） 通例でないときは、特に記載すること。</u></p> <p><u>（ケ） 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等</u></p> <p><u>（注） 保険料の自動振替貸付制度を備えた保険商品については、当該制度の説明を含む。</u></p> <p><u>（コ） 解約と解約返戻金の水準</u></p> <p><u>（サ） セーフティネット</u></p> <p><u>（シ） 租税に関する事項の概要</u></p> <p><u>（ス） 対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無（対象事業者となっている場合にあつては、その名称を含む。）</u></p> <p><u>（セ） 手続実施基本契約の相手方となる指定ADR機関の商号又は名称（指定ADR機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）</u></p> <p><u>（ソ） 特に法令等で注意喚起することとされている事項</u></p> <p>③ 契約締結前交付書面に関し、法定要件（文字の大きさは8ポイント）</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>ト以上とし、一定の事項について12ポイント以上とすること等）に則した書面を作成し、交付しているか。</u></p> <p>④ <u>契約締結前交付書面の交付に関し、あらかじめ、顧客の知識・経験・財産の状況及び特定保険契約を締結する目的に照らし、書面の内容が当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明を行っているか。</u></p> <p><u>顧客から契約締結前交付書面の記載事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。</u></p> <p>⑤ <u>生命保険における法第100条の5第1項に規定する運用実績連動型保険契約に係る契約締結前交付書面の記載事項については、以下の点に留意することとする。</u></p> <p>ア. <u>規則第234条の24第1項第9号の2ロに規定する「財務又は業務（運用実績連動型保険契約に係るものに限る。）に関する外部監査」には、以下のもの（これらに相当するものを含む。）が該当する。</u></p> <p><u>（ア）金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明に係るもの（以下、「財務諸表監査」という。）及び同条第2項の規定に基づく監査証明に係るもの（以下、「内部統制監査」という。）</u></p> <p><u>（イ）会社法に基づく会計監査人による監査</u></p> <p><u>（ウ）監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」（日本公認会計士協会）、Statement on Standards for Attestation Engagements（SSAE）No.16「Reporting on Controls at a Service Organization」（米国公認会計士協会）、International Standard on Assurance Engagements（ISAE）No.3402「Assurance Reports on Controls at a Service Organization」（国際監査・保証基準審議会）等の基準に基づく受託企業の内部統制に関する保証業務（以下、「内部統制保証業務」という。）</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>（エ）資産運用業務を行う会社のパフォーマンス開示がグローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）に準拠しているかに関する検証</u></p> <p><u>イ．規則第 234 条の 24 第 1 項第 15 号の規定に基づき、契約締結前交付書面に規則第 54 条の 4 第 2 項各号に掲げる事項を記載する場合、同項第 3 号の「当該保険会社とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が保険会社の総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険会社と密接な関係を有する者として令第 13 条の 8 第 1 項各号に掲げる者及び子会社等に該当する場合に、その旨を記載する。</u></p> <p><u>また、規則第 54 条の 4 第 2 項第 3 号の当該保険会社とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を記載する。</u></p> <p><u>（5）規則第 53 条の 7 第 1 項関係</u></p> <p><u>① 「契約概要」、「注意喚起情報」に係る体制整備関係</u></p> <p><u>規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。（「Ⅱ-4-2-2（3）②」、「Ⅱ-4-2-2（4）②」参照）</u></p> <p><u>（注 1）第二分野の保険商品については、「Ⅱ-4-2-2（3）②（注 3）」、「Ⅱ-4-2-2（4）②（注 2）」、団体保険又は団体契約、財形保険については、「Ⅱ-4-2-2（3）②（注 1）」、「Ⅱ-4-2-2（4）②（注 1）」と同様の範囲での取扱いとする。</u></p> <p><u>なお、本項目の対象とならない保険商品についても、顧客に対して重要な事項を記載した書面又は契約締結前交付書面を交付するための適切な体制が整備される必要があることに留意すること。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>（注2） 特定保険契約については、準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項の規定に従い、契約締結前交付書面を交付する必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>それにあたっては、本項目に留意しつつ、法定の記載方法（規則第 234 条の 21）を遵守すること。</u></p> <p><u>ア. 当該書面において、顧客に対して、保険会社における苦情・相談の受付先が明示されているか。</u></p> <p><u>また、手続実施基本契約の相手方となる指定 ADR 機関の商号又は名称（指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）が明示されているか。</u></p> <p><u>イ. 当該書面に記載すべき事項について、以下の点に留意した記載とされているか。（「Ⅱ-4-10 適切な表示の確保」参照）</u></p> <p><u>（ア） 文字の大きさや記載事項の配列等について、顧客にとって理解しやすい記載とされているか。</u></p> <p><u>（注） 例えば、文字の大きさを 8 ポイント以上とすること、文字の色、記載事項について重要度の高い事項から配列する、グラフや図表の活用などの工夫（特に、特定保険契約に係る契約締結前交付書面については、法定要件（文字の大きさは 8 ポイント以上とし、一定の事項について 12 ポイント以上とすること等）に則した書面を作成する必要があることに留意すること。）。</u></p> <p><u>（イ） 記載する文言の表示にあたっては、その平明性及び明確性が確保されているか。</u></p> <p><u>（注） 例えば、専門用語について顧客が理解しやすい表示や説明とされているか。顧客が商品内容を誤解するおそれがないような明確な表示や説明とされているか。</u></p> <p><u>（ウ） 顧客に対して具体的な数値等を示す必要がある事項（保険期間、保険金額、保険料等）については、その具体的な数値が記載されているか。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>（注） 具体的な数値等を記載することが困難な場合は、顧客に誤解を与えないよう配慮のうえ、例えば、代表例、顧客の選択可能な範囲、他の書面の当該数値等を記載した箇所の参照等の記載を行うこと。</u></p> <p><u>（エ） 当該書面に記載する情報量については、顧客が理解しようとする意欲を失わないよう配慮するとともに、保険商品の特性や複雑性にあわせて定められているか。</u></p> <p><u>（注） 通常は顧客が理解しようとする意欲を失わない程度の情報量としては、例えば、「契約概要」・「注意喚起情報」を併せてA3両面程度のものが考えられる。</u></p> <p><u>（オ） 当該書面は他の書面とは分離・独立した書面とする、又は同一の書面とする場合は、他の情報と明確に区別し、重要な情報であることが明確になるように記載されているか。</u></p> <p><u>ウ. 顧客に当該書面の交付に加えて、少なくとも以下のような情報の提供及び説明が口頭により行われているか。</u></p> <p><u>（ア） 当該書面を読むことが重要であること。</u></p> <p><u>（イ） 主な免責事由など顧客にとって特に不利益な情報が記載された部分を読むことが重要であること。</u></p> <p><u>（ウ） 特に、乗換（法第300条第1項第4号に規定する既契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させること。）、転換（規則第53条第1項第4号に規定する既契約を消滅させると同時に、既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を、新契約の責任準備金又は保険料に充当することによって保険契約を成立させること。）の場合は、これらが顧客に不利益になる可能性があること。</u></p> <p><u>エ. 当該書面の交付にあたって、契約締結に先立ち、顧客が当該</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>書面の内容を理解するための十分な時間が確保されているか。</u></p> <p><u>(注1) 「注意喚起情報」については、顧客に対して効果的な注意喚起を行うため、契約の申込時に説明・交付することでも足りる。</u></p> <p><u>ただし、投資性商品である特定保険契約にあっては、リスク情報を含む「注意喚起情報」についても、「契約概要」と同じ機会に交付することにより、顧客がその内容を理解するための十分な時間が確保されるべきことに留意すること。</u></p> <p><u>(注2) 顧客に対する十分な時間の確保にあたっては、保険商品の特性や販売方法を踏まえる一方、顧客の理解の程度やその利便性が損なわれないかについて考慮するものとする。</u></p> <p><u>オ. 電話・郵便・インターネット等のような非対面の方式による情報の提供及び説明を行う場合は、上記ア. からエ. に規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われているか。</u></p> <p><u>例えば、少なくとも以下のような方法により、顧客に対して適切な情報の提供や説明が行われているか。</u></p> <p><u>(注) 特定保険契約にあっては、契約締結前交付書面の交付方法として、法定の記載事項・記載方法の要件を満たした書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供しか行うことができないことに留意すること。</u></p> <p><u>(ア) 電話による場合</u></p> <p><u>保険募集人が顧客に対して口頭にて説明すべき事項を定めて、当該書面の内容を適切に説明するとともに、当該書面を読むことが重要であることを口頭にて説明のうえ、郵便等の方法により遅滞なく当該書面を交付する方法</u></p> <p><u>(イ) 郵便による場合</u></p> <p><u>当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>識できるような記載を行ったうえで、当該書面を顧客に送付する方法</u></p> <p><u>(ウ) インターネット等による場合</u></p> <p><u>当該書面の記載内容、記載方法等に準じて電磁的方法による表示を行ったうえで、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるよう電磁的方法による説明を行う方法</u></p> <p><u>(注1) 上記ウ. に規定する内容と同程度とは、例えば、郵便の場合は書面への記載、インターネット等の場合は電磁的方法による表示により、口頭による情報の提供及び説明にかえることが考えられる。</u></p> <p><u>(注2) 郵便による場合、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような書面を併せて送付することでも足りる。</u></p> <p><u>(注3) インターネット等による場合、当該書面の郵送等にかえて、印刷や電磁的方法による保存などの手段が考えられる。</u></p> <p><u>カ. 団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、上記ア. からオ. に規定する内容について、保険会社等が顧客に対して行うのと同程度の情報の提供及び説明が適切に行われることを確保するための措置が講じられているか。</u></p> <p><u>② 意向確認に係る体制整備関係</u></p> <p><u>規則第53条の7第1項に規定する措置に関し、保険会社において、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、以下のような体制が整備されているか。</u></p> <p><u>(注1) 第二分野の保険商品については、自動車保険、火災保険、</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>賠償責任保険等であって、事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する保険商品でない場合を対象とする。</u></p> <p><u>（注2） 団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体に対して行うものは対象としない。</u></p> <p><u>なお、この場合において、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、保険商品が被保険者のニーズに合致した内容であることを確認する機会を確保するため、以下のような体制整備と同程度の措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>ア. 意向確認書面の作成・交付</u></p> <p><u>契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致しているものかどうかを、顧客が契約締結前に最終的に確認する機会を確保するために、顧客のニーズに関して情報を収集し、保険商品が顧客のニーズに合致することを確認する書面（以下、「意向確認書面」という。）を作成し、顧客に交付するとともに、保険会社等において保存するものとされているか。</u></p> <p><u>イ. 意向確認書面の記載事項</u></p> <p><u>意向確認書面には、以下の事項が記載されているか。</u></p> <p><u>（ア） 顧客のニーズに関する情報</u></p> <p><u>契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致した内容であることを確認するために、最低限必要と考えられる顧客のニーズに関する情報を収集のうえ、記載するものとする。</u></p> <p><u>例えば、記載すべき顧客のニーズに関する情報としては以下のようなものが考えられる。</u></p> <p><u>a. どのような分野の保障（補償）を望んでいるか。</u></p> <p><u>（死亡した場合の遺族保障、医療保障、医療保障のうちガンや三大疾病に備えるための保障、傷害に備えるための保障、介護保障、老後生活資金の</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>準備、資産運用など</u></p> <p>b. <u>貯蓄部分を必要としているか。</u></p> <p>c. <u>保障（補償）期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨</u></p> <p><u>（注）変額保険、変額年金保険、外貨建て保険等の投資性商品については、例えば、収益獲得を目的に投資する資金の用意があるか、預金とは異なる中長期の投資商品を購入する意思があるか、資産価額が運用成果に応じて変動することを承知しているか、市場リスクを許容しているか、最低保証を求めるか等の投資の意向に関する情報を含む。</u></p> <p><u>なお、市場リスクとは、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれをいう。</u></p> <p><u>（イ）当該保険商品が顧客のニーズに合致すると考えた主な理由</u></p> <p><u>（ウ）その他顧客のニーズに関して特に記載すべき事項</u> <u>例えば、特記事項欄等を設け、以下のような情報を記載することが考えられる。</u></p> <p>a. <u>当該保険商品では顧客のニーズを全部又は一部満たさない場合はその旨</u></p> <p>b. <u>特に顧客から強く要望するニーズがあった場合や個別性の強いニーズを顧客が有する場合はそのニーズに関する情報</u></p> <p>c. <u>当該保険商品が顧客のニーズに合致することを確認するために最低限必要な情報が提供されなかった場合はその旨</u></p> <p><u>（エ）保険募集人等の氏名・名称</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p style="text-align: center;"><u>顧客に対して当該書面の作成責任者を明らかにするために記載されているか。</u></p> <p>ウ. <u>顧客のニーズに関する情報の収集</u> <u>保険募集人等は、意向確認書面を作成するために必要となる顧客のニーズに関する情報（上記イ.（ア）及び（ウ））の収集に出来る限り努めることとされているか。</u></p> <p><u>（注）顧客のニーズに関する情報を収集する際には、個人情報の保護に関する法律（利用目的の明示等）や銀行等の窓口販売における弊害防止措置など関係法令等を遵守すること。</u></p> <p>エ. <u>意向確認書面の記載方法</u> <u>意向確認書面は顧客にとって分かりやすい記載とされているか。</u> <u>なお、顧客のニーズに関する情報については、例えば、当該書面に予め想定される顧客のニーズに関する情報の項目を列挙するといった方法も認められるが、その場合は、予め想定できない顧客のニーズに関する情報（上記イ.（ウ））を記載するため、特記事項欄等を設けるものとする。</u></p> <p>オ. <u>意向確認書面の確認・交付時期</u> <u>意向確認書面により、保険契約を締結するまでに、顧客が申込みを行おうとしている保険商品が顧客のニーズと合致しているか否かの確認を行っているか。</u> <u>また、顧客が確認した意向確認書面は、顧客の確認後、遅滞なく顧客へ交付しているか。</u> <u>なお、顧客が即時の契約締結を求めている場合や電話による募集の場合など当該書面の即時の交付が困難な場合は、顧客の利便性を考慮し、意向確認書面に記載すべき内容を口頭にて確認のうえ、意向確認書面を事後に遅滞なく交付することでも足りる。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>カ. <u>意向確認書面の記載内容の確認・修正</u> <u>意向確認書面の記載内容のうち、特に顧客のニーズに関する情報（上記イ.（ア）及び（ウ））については、顧客に対して事実と反する記載がないかを確認するとともに、顧客から当該部分の記載の修正を求められた場合には速やかに対応を行うこととされているか。</u></p> <p>キ. <u>商品内容に関するニーズの確認</u> <u>顧客が申込みを行おうとする契約内容のうち、顧客が自らのニーズに合致しているかの確認を特に必要とする事項（主契約や特約ごとの具体的な保障（補償）内容、保険料（保険料払込方法、保険料払込期間を含む。）及び保険金額、保障（補償）期間、配当の有無など）については、意向確認書面に確認のための設問を設ける等の方法により、顧客に対して再確認を促すような工夫がなされているか。</u></p> <p>ク. <u>意向確認書面の媒体等</u> <u>意向確認書面については、顧客における保存の必要性を考慮し、原則として書面により交付することとされているか。</u> <u>なお、必ずしも独立した書面とする必要はないが、他の書面と同一の書面とする場合には、意向確認書面に該当する部分を明確に区別して記載する必要があることに留意すること。</u> <u>また、当該書面は保険募集人等と顧客の双方が確認するために交付される書面であることから、保険会社等においても書面等を事後的に確認できる方法により保存することとされているか。</u> <u>（注）電子メール等の電磁的方法による交付を行う場合は、顧客の了解を得ていること、及び印刷又は電磁的方法による保存が可能であることが必要である。</u></p> <p>ケ. <u>顧客が意向確認書面の作成及び交付を希望しない場合の対応</u> <u>顧客が当該書面の作成及び交付を希望しない場合は、顧客に</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>対して、当該書面の役割（契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致するか否かを保険募集人等及び顧客の双方が確認するための書面であること等）を書面等により説明するとともに、事後に顧客が意向確認書面の作成・交付を希望しなかったことが検証できる態勢にあるか。</p> <p>コ. <u>意向確認書面の記載事項等の検証等</u> 意向確認書面の作成及び交付については、保険商品の特性や販売方法の状況の変化に応じて、また顧客等からの苦情・相談の内容を踏まえながら、その記載事項や記載方法、収集すべき顧客のニーズに関する情報及びその収集方法等について検証のうえ、必要に応じ見直しを行うこと等の適切な措置が講じられているか。</p> <p>サ. <u>意向確認書面の適用範囲</u> 意向確認書面については、（i）特に顧客のニーズを確認する必要性が高いと考えられる保険商品であって、かつ、（ii）保険募集人等が保険商品の販売・勧誘を行うに際し、保険募集人等と顧客が共同のうえ相互に顧客のニーズに関する情報の交換をする募集形態、に該当する場合について適用される。 （注1） <u>上記（i）に該当する保険商品としては、以下のものが考えられる。</u> a. <u>変額保険、変額年金保険、外貨建て保険等の投資性商品</u> b. <u>第一分野の保険商品及び第三分野の保険商品（ただし、保険期間が1年以下の傷害保険商品（契約締結に際し保険契約者又は被保険者が告知すべき重要な事実又は事項に被保険者の現在又は過去における健康状態その他の心身の状況に関する事実又は事項が含まれないものに限る。）を除く。）</u> （注2） <u>上記（ii）に該当しない募集形態とは、例えば、保険</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>商品の特性からその仕組みが極めて単純であること等により、保険募集人等と顧客が共同のうえ相互に顧客のニーズに関する情報の交換をしなくとも、契約概要・注意喚起情報等の書面における記載及び保険募集人等による当該保険商品の説明により、顧客が自ら顧客のニーズに合致するか否かを判断できる募集形態をいう。</u></p> <p><u>なお、電話・郵便・インターネット等の非対面の方式による募集の場合においても、電話により顧客のニーズに関する情報を交換する場合や、インターネット等において入力された顧客のニーズに関する情報に基づき、電磁的方法により保険募集人等が特定の保険商品の推奨を行う場合など、保険募集人等と顧客が共同のうえ相互に顧客のニーズに関する情報を交換する場合は、上記（ii）に該当する募集形態であることに留意すること。</u></p> <p><u>シ. 意向確認書面の適用範囲外の保険商品における顧客のニーズの確認</u></p> <p><u>必ずしも意向確認書面の作成・交付を要しない場合についても、以下のような措置により顧客のニーズに合致した保険商品の販売が行われているか。</u></p> <p><u>（ア） 契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致しているものかどうかを、顧客が契約締結前に確認する機会を確保するために、社内規則等が適切に定められているか。</u></p> <p><u>（注） 社内規則等を定めるにあたって、以下の点に留意しているか。</u></p> <p><u>a. 保険商品の複雑性、保険期間の長短、保険料や保険金額の多寡、募集方法（対面か非対面か）等を考慮した社内規則等となっているか。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>b. <u>顧客が申込みを行おうとする契約内容のうち、顧客が自らのニーズに合致しているかの確認を特に必要とする事項について、顧客に対して、再確認を促すような方法が定められているか。顧客が自らのニーズに合致しているかの確認を特に必要とする事項とは、商品ごとに、例えば、以下の項目が考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>変額保険、変額年金保険、外貨建て保険等の投資性商品</u> <u>収益獲得を目的に投資する資金の用意があるか、預金とは異なる中長期の投資商品を購入する意思があるか、資産価額が運用成果に応じて変動することを承知しているか、市場リスクを許容しているか、最低保証を求め</u> <u>るか等の投資の意向に関する情報</u> ・ <u>自動車保険</u> <u>若年運転者不担保特約、運転者限定特約、車両保険の契約条件など</u> ・ <u>火災保険</u> <u>保険の対象、補償対象の評価方法（再調達価額・時価）、地震保険の付保の有無など</u> <p>c. <u>事後的に販売・勧誘の適切性を検証しうるものとなっているか。</u></p> <p><u>（イ）（ア）の社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。</u></p> <p>ス. <u>顧客が保険契約の内容等を誤解していること等が明らかな場合の対応</u> <u>顧客が保険契約の内容等について、理解していない又は誤解していることが明らかである場合は、より分かりやすい説明及</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>び誤解の解消に努めることとされているか。</u></p> <p>セ. <u>取り扱える保険会社の範囲の説明等</u> <u>保険募集人等が取り扱える保険会社の範囲（例えば、専属か乗合か、乗合の場合には取り扱える保険会社の数等の情報等）を説明するとともに、顧客が告知を行おうとする際には、告知受領権の有無についてその説明が行われることとされているか。</u></p> <p>ソ. <u>顧客のニーズに基づかない補償重複に係る対応</u> <u>補償重複のうち、顧客のニーズに基づかないものについて、その発生防止や解消を図る観点から、新規契約や契約の更新・更改（以下、「新規契約等」という。）にあたって、顧客に対し、補償重複に係る説明等が十分かつ適切に行われることを確保するため、以下の取組みを行っているか。</u></p> <p><u>（ア）社内規則等において、補償重複に係る説明の確実な実施方法等、補償重複に係る対応を実施するための必要事項を適切に定めているか。</u></p> <p><u>（イ）保険募集人に対して、補償重複に関する適切な教育・管理・指導を行っているか。</u></p> <p><u>（ウ）自社で取り扱う保険商品（特約を含む。）のうち、組み合わせて契約した場合に補償重複となる保険商品の組合せの一覧を作成しているか。</u> <u>また、新たな保険商品の販売開始時等、必要に応じて一覧の見直しを行っているか。</u></p> <p><u>（エ）新規契約等における商品説明にあたっては、顧客に対し、当該保険商品と組み合わせて契約した場合に、補償重複となる保険に既に参加していないかを確認することとしているか。</u> <u>また、補償重複に該当する保険に既に参加している場合には、保険料と保険金の関係について明示的に説明した</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>うえで、顧客のニーズの有無を確認し、当該顧客のニーズを踏まえた適切な内容の補償を提供しているか。</u></p> <p><u>(オ) 補償重複に係る顧客に対する確認・説明の実態を把握・検証できる態勢を構築しているか。</u></p> <p><u>(6) 法第 300 条第 1 項第 4 号関係</u> <u>一定金額の金銭をいわゆる解約控除等として保険契約者が負担することとなる場合があること、特別配当請求権その他の一定期間の契約継続を条件に発生する配当に係る請求権を失うこととなる場合があること、被保険者の健康状態の悪化等のため新たな保険契約を締結できないこととなる場合があることなど、不利益となる事実を告げているか。</u> <u>また、顧客からの確認印を取り付ける等の方法により顧客が不利益となる事実を了知した旨を十分確認しているか。</u></p> <p><u>(7) 法第 300 条第 1 項第 5 号関係</u> <u>① 保険会社等が、保険契約の締結又は保険募集に関し、保険契約者又は被保険者に対して、各種のサービスや物品を提供する場合には、以下のような点に留意して、「特別利益の提供」に該当しないものとなっているか。</u> <u>ア. 当該サービス等の経済的価値及び内容が、社会相当性を超えるものとなっていないか。</u> <u>イ. 当該サービス等が、換金性の程度と用途の範囲等に照らして、実質的に保険料の割引・割戻しに該当するものとなっていないか。</u> <u>ウ. 当該サービス等の提供が、保険契約者間の公平性を著しく阻害するものとなっていないか。</u> <u>なお、保険会社は、当該サービス等の提供を通じ、他業禁止に反する行為を行っていないかについても留意する。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>（注） 保険会社等が、保険契約者又は被保険者に対し、保険契約の締結によりポイントを付与し、当該ポイントに応じた生活関連の割引サービス等を提供している例があるが、その際、ポイントに応じてキャッシュバックを行うことは、保険料の割引・割戻しに該当し、法第 4 条第 2 項各号に掲げる書類に基づいて行う場合を除き、禁止されていることに留意する。</u></p> <p>② <u>団体扱や集団扱での契約、傷害保険・所得補償保険等の団体契約及び自動車保険（フリート契約）の募集にあたり、以下に掲げる事項について確認を行っているか。</u></p> <p>ア. <u>対象となる団体や集団が、事業方法書に定める要件に該当していること。</u></p> <p>イ. <u>団体や集団の定足数を満たしていること。</u></p> <p>ウ. <u>契約者又は被保険者が、事業方法書に定める要件に該当していること。</u></p> <p>エ. <u>団体割引率、損害率に応じた割引率、フリート優良割引率等の割引率の適用が適正なものであること。</u></p> <p>③ <u>規則第 234 条第 1 項第 1 号（特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）について、以下の点に留意しているか。</u></p> <p>ア. <u>生命保険会社は、生命保険募集人及び保険仲立人（以下、Ⅱ-4-2-2（7）③において「生命保険募集人等」という。）に対し、保険料の割引、割戻し等を目的とした自己契約等の保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。</u></p> <p>イ. <u>生命保険会社は、法人である生命保険募集人等に対し、自己又は当該生命保険募集人等と密接な関係を有する法人を保険契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>ウ. 密接な関係を有する法人とは、以下の者を含む。</u></p> <p><u>(ア) 資本的關係に照らし、当該生命保険募集人等と密接な関係を有する以下に掲げる法人</u></p> <p>a. <u>当該生命保険募集人等の特定関係法人</u></p> <p>b. <u>当該生命保険募集人等を特定関係法人とする法人</u></p> <p>c. <u>a. に掲げる法人の特定関係法人</u></p> <p>d. <u>a. 又は b. に掲げる法人を特定関係法人とする法人</u></p> <p><u>(イ) (ア)に規定する特定関係法人とは、一の法人に係る次の a. から f. に掲げる者 (b. から f. までに掲げる者については、当該法人の議決権を有しない者を含む。) に該当するもので、合計して当該法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権の 25%以上を保有する場合に、そのいずれかの者 (法人に限る。) とする。</u></p> <p>a. <u>当該生命保険募集人等の議決権の全部又は一部を保有する一の者</u></p> <p>b. <u>a. に掲げる者の総株主、総社員又は総出資者の議決権の 50%超を保有する者</u></p> <p>c. <u>b. に掲げる者の総株主、総社員又は総出資者の議決権の 50%超を保有する者</u></p> <p>d. <u>a. に掲げる者により総株主、総社員又は総出資者の議決権の 50%超を保有される法人</u></p> <p>e. <u>d. に掲げる者により総株主、総社員又は総出資者の議決権の 50%超を保有される法人</u></p> <p>f. <u>b. に掲げる者により総株主、総社員又は総出資者の議決権の 50%超を保有される法人</u></p> <p><u>(ウ) 当該生命保険募集人等との間で、役員 (非常勤を除く。) 又は使用人の兼職、出向、転籍等の人事交流が行われている法人</u></p> <p><u>(エ) その他設立経緯や取引関係からみて当該生命保険募集</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>人等と密接な関係を有すると認められる法人 <u>(オ) (エ)に定める「密接な関係を有する」とは、一方の法人が他方の法人の財務若しくは営業又は事業の方針に対して重要な影響を与えることができる状態にあることをいう。</u></p> <p><u>なお、(エ)に掲げる法人に該当するか否かは実態に則して判断するものとし、以下に掲げる法人の判定については(エ)の適用の潜脱にならないよう十分留意するものとする。</u></p> <p>a. <u>生命保険募集人等の役員及び使用人の過半数が特定の法人の出身者で占められている場合の当該特定の法人</u> b. <u>生命保険募集人等の設立に際して特定の法人が中心となって関与した場合の当該特定の法人</u></p> <p><u>(8) 法第 300 条第 1 項第 6 号関係</u></p> <p><u>① 保険契約に関する表示（告げることを含む。以下同じ。）に関し、顧客の十分な理解が得られるような措置が講じられているか。商品の特性に応じた表示となっているか。</u></p> <p><u>なお、表示には以下に掲げる方法により行われるものを含むものとする（以下、Ⅱ-4-2-2 (9)において同じ。）。</u></p> <p><u>ア. パンフレット、ご契約のしおり等募集のために使用される文書及び図面</u> <u>イ. ポスター、看板その他これらに類似するものによる広告</u> <u>ウ. 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写、演劇又は電光による広告</u> <u>エ. インターネット等による広告</u> <u>オ. その他情報を提供するための媒体</u></p> <p><u>② 比較表示に関し、法第 300 条第 1 項第 6 号に抵触する行為には以下の事項が考えられる。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>ア. 客観的事実に基づかない事項又は数値を表示すること。</u></p> <p><u>イ. 保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示さず一部のみを表示すること。</u></p> <p><u>（注1） 「契約概要」を用いた比較表示（それぞれの「契約概要」を並べる方法により行う場合や、「契約概要」の記載内容の全部を表形式にまとめ表示する場合等）を行う場合は、保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したものと考えられる。</u></p> <p><u>（注2） 比較表示（その記載内容を表形式にまとめ表示する場合を含む。）を行うに際し、以下の各要件が全て充足されている場合には、保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したものと考えられる。</u></p> <p><u>（ア） 比較表示の対象とした全ての保険商品について、比較表示を受けた顧客が「契約概要」を入手したいと希望したときに、その「契約概要」を速やかに入手できるような措置が講じられていること。</u></p> <p><u>例えば、a. 比較表示の対象とした全ての保険商品について、比較表示と同時に「契約概要」が提供されること、又は、b. 比較表示の対象とした全ての保険商品について、インターネットのホームページ上に「契約概要」を表示できるようにすること、あるいは顧客からの要望があれば遅滞なく郵送等で要望のあった「契約概要」を交付できるようにすること等の体制を整備したうえで、これを顧客に周知すること等が考えられる。</u></p> <p><u>（イ） 比較表示に関し、以下のような注意喚起文言が記載されていること。</u></p> <p><u>a. 比較表には、保険商品の内容の全てが記載されているものではなく、あくまで参考情報として利用する必要がある</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>ること。</u></p> <p>b. <u>比較表に記載された保険商品の内容については、必ず「契約概要」やパンフレットにおいて全般的に確認する必要があること。</u></p> <p>ウ. <u>保険契約の契約内容について、長所のみをことさらに強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること。</u></p> <p>エ. <u>社会通念上又は取引通念上同等の保険種類として認識されない保険契約間の比較について、あたかも同等の保険種類との比較であるかのように表示すること。</u></p> <p><u>（注）例えば、保険期間の相違がある保険商品の比較を行う場合、有配当保険と無配当保険の比較を行う場合等には、商品内容の相違を明確に記載する等、顧客が同等の保険商品と誤解することがないように配慮した記載を行うことが求められる。</u></p> <p>オ. <u>現に提供されていない保険契約の契約内容と比較して表示すること。</u></p> <p>カ. <u>他の保険契約の契約内容に関して、具体的な情報を提供する目的ではなく、当該保険契約を誹謗・中傷する目的で、その短所を不当に強調して表示すること。</u></p> <p>③ <u>他の保険会社の商品等との比較表示を行う場合には、（i）書面等を用いて、以下の事項を含めた表示が行われ、かつ、（ii）他社商品の特性等について不正確なものとならないための措置が講じられているか。</u></p> <p><u>（注1）上記（i）については、上記②イ.（注1）又は（注2）の要件を充足した場合には、当該要件を充足したものと考えられる。</u></p> <p><u>（注2）保障（補償）内容や特約の内容に関して、比較する全商</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>品にほぼ共通して存在すると認められる事由や、比較の対象とした保険種類であれば通常支払われるものと認められる事由については、記載内容から省略したことをもって直ちに「誤解させるおそれ」を生ぜしめるものではない。</u></p> <p><u>(ア) 保険期間</u> <u>(イ) 保障（補償）内容（保険金を支払う場合、主な免責事由等）</u> <u>(ウ) 引受条件（保険金額等）</u> <u>(エ) 各種特約の有無及びその内容</u> <u>(オ) 保険料率・保険料（なるべく同一の条件での事例設定を行い、算出条件を併記する。）</u> <u>(カ) 保険料払込方法</u> <u>(キ) 払込保険料と満期返戻金との関係</u> <u>(ク) その他保険契約者等の保護の観点から重要と認められるもの</u></p> <p><u>④ 保険料に関する比較表示を行う場合は、保険料に関して顧客が過度に注目するよう誘導したり、保障（補償）内容等の他の重要な要素を看過させるような表示を行うことがないよう配慮されているか。</u></p> <p><u>また、顧客が保険料のみに注目することを防ぐため、保険料だけでなく保障（補償）内容等の他の要素も考慮に入れたうえで比較・検討することが必要である旨の注意喚起を促す文言を併せて記載すること等、比較表の構成や記載方法等について、顧客の誤解を招かないよう工夫がされているか。</u></p> <p><u>（注1） 契約条件や保障（補償）内容の概要等、保険料に影響を与えるような前提条件を併せて記載することが適切な表示として最低限必要と考えられる。</u></p> <p><u>（注2） 顧客の年齢や性別等の前提条件に応じ、適用される保険料の相違が顕著である場合には、前提条件の相違により保険料が異なる場合があるので、実際に適用される保険料に</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>ついて保険会社等に問い合わせたうえで商品選択を行うことが必要である旨の注意喚起を促す文言を併せて記載することが適当と考えられる。</u></p> <p>⑤ <u>比較表示を行う主体がどのような者か（保険会社、専属代理店、乗合代理店、保険仲立人等）、比較の対象となった保険商品を提供する保険会社や保険代理店等との間に、提供する比較情報の中立性・公正性を損ない得るような特別の利害関係（例えば、強い資本関係が存在する等）を有していないか、どのような情報を根拠として比較情報を提供するのか等について、比較表示を行う際に顧客に対して明示することが望ましい。</u></p> <p>(9) <u>法第 300 条第 1 項第 7 号関係</u></p> <p>① <u>法第 300 条第 1 項第 7 号に抵触する行為を排除する措置が講じられているか。</u></p> <p>② <u>予想配当表示について</u></p> <p>ア. <u>予想配当表示に関し、法第 300 条第 1 項第 7 号に抵触する行為には、以下のような行為が考えられる。</u></p> <p>(ア) <u>実際の配当額は、表示された予想配当額から変動し、0（ゼロ）となる年度もあり得る旨を予想配当と併記して表示しないこと。</u></p> <p>(イ) <u>表示された予想配当額が将来の受領額の目安として一定の条件のもとでの計算例を示すものであるにもかかわらず、その旨及び当該一定の条件の内容を表示しないこと。</u></p> <p>(ウ) <u>配当の仕組み（配当は支払時期の前年度決算により確定する旨等）、支払方法（積立配当方式、保険料相殺方式、保険金買増方式、現金支払方式等の別）及び予想配当の前提又は条件となる事項について表示しないこと。</u></p> <p>(エ) <u>損害保険契約に係る予想配当については、その前提又は条件の異なった複数の予想配当額を表示しないこと。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>（オ） 合理的かつ客観的な推測の範囲を明らかに超える高額の予想配当額を表示すること。</u></p> <p><u>（カ） 特別配当（ミュー配当）を表示する場合に、普通配当と区別しないで表示すること。</u></p> <p><u>イ. 生命保険契約について、予想配当表示を行い、又は、生命保険募集人に予想配当表示を行わせる場合には配当率が直近決算の実績配当率（確定するまでの間は、その直前の実績配当率又は合理的かつ客観的なもので、保守的に算出された配当率とする。以下同じ。）で推移すると仮定して算定した配当額を表示し、さらに、少なくとも合理的な一時点においては、利差配当（ラムダ配当を含む。）率（配当を積み立てる場合は、積立配当利率も含む。）が、直近決算の実績配当の利差配当率から上方には1%以内、下方には上方への幅以上（ただし、実績配当率を下回る利差配当率の下限は0%）の範囲内で推移すると仮定して算定した配当額も併せて表示しているか。</u></p> <p><u>ウ. イ. の場合において、予想配当についてア. の要件を満たした書面等が保険契約者等に提示されているか。</u></p> <p><u>③ 変額保険や特別勘定を使用する損害保険商品に係る募集上の遵守事項</u></p> <p><u>変額保険や特別勘定を使用する損害保険商品の募集に際しては、満期返戻金や保険金額が資産運用実績によって変動するというこれらの保険の仕組みの特殊性等にかんがみ、保険契約者との無用のトラブルや募集秩序の混乱を防止する観点から、法第300条第1項第7号（規則第233条を含む。）の規定に特に留意のうえ、遵守の徹底を行っているか。</u></p> <p><u>④ 外貨建て保険に係る募集上の留意事項</u></p> <p><u>外貨建て保険（規則第83条第3号に規定する保険契約のうち、事業者を保険契約者とするものを除く。）の募集に際しては、保険契約者等の保護を図る観点から、法第300条第1項第7号関係（規</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>則第 233 条を含む。）の規定に特に留意のうえ、募集時に為替リスクの存在について十分説明を行うとともに、保険契約者が為替リスク等について了知した旨の確認書等の取付けを徹底しているか。</u></p> <p><u>(10) 法第 300 条第 1 項第 9 号及び規則第 234 条第 1 項第 2 号（特定保険契約の場合は、準用金融商品取引法第 38 条第 7 号及び規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）関係</u></p> <p><u>① 「業務上の地位等を不当に利用」とは、例えば、職務上の上下関係等に基づいて有する影響力をもって、顧客の意思を拘束する目的で利益又は不利益を与えることを明示することをいうが、このような行為を行っていないか。</u></p> <p><u>② 損害保険会社又は損害保険募集人については、規則第 234 条第 1 項第 2 号の規定の趣旨を踏まえ、以下に掲げる行為等を行っていないか。</u></p> <p><u>ア. 顧客に対し、威圧的な態度や乱暴な言葉等をもって著しく困惑させること。</u></p> <p><u>イ. 勧誘に対する拒絶の意思を明らかにした顧客に対し、その業務若しくは生活の平穩を害するような時間帯に執拗に訪問し又は電話をかける等の社会的批判を招くような方法により保険募集を行うこと。</u></p> <p><u>(11) 規則第 234 条第 1 項第 4 号（特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）関係</u></p> <p><u>① 保険会社の信用又は支払能力等を表示する場合の適正な措置が講じられているか。</u></p> <p><u>② 保険会社の信用又は支払能力等の表示に関し、規則第 234 条第 1 項第 4 号に抵触する行為としては、以下のような行為が考えられる。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>ア. <u>法第 110 条に規定する業務報告書及び中間業務報告書に記載された数値、若しくは法第 111 条に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類に記載された数値又は信用ある格付業者の格付（以下、「客観的数値等」という。）以外のものを用いて、保険会社の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること。</u></p> <p>イ. <u>使用した客観的数値等の出所、付された時点、手法等を示さず、また、その意味について、十分な説明を行わず又は虚偽の説明を行うこと。</u></p> <p>ウ. <u>表示された客観的数値等が優良であることをもって、当該保険会社の保険契約の支払いが保証されていると誤認させること。</u></p> <p>エ. <u>一部の数値のみを取り出して全体が優良であるかのように表示すること。</u></p> <p>オ. <u>他の保険会社を誹謗・中傷する目的で、当該保険会社の信用又は支払能力等に関してその劣後性を不当に強調して表示すること。</u></p> <p>カ. <u>保険契約者保護機構（以下、「機構」という。）の行う資金援助等事業に参加していることの表示を行う場合において、機構の行う資金援助が、一定の条件、限度において実施されるものであり、保険契約が完全に保証されるものではないことを表示しないこと。</u></p> <p>(12) <u>規則第 234 条第 1 項第 5 号（特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）関係</u> <u>共同保険契約や保険会社間の保険商品の提携販売等一の契約者が複数の保険会社との間で一又は複数の保険契約を同時に締結（契約の更改及び更新を含む。）する場合などにおいて、保険契約者が保険の種類や引受保険会社について誤解しないよう、契約当事者た</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>るそれぞれの保険会社と保険契約者との間の契約関係が明確となることをはじめ、保険募集及び保険契約の締結の業務に関して適切な措置が講じられているか。</u></p> <p><u>(13) 規則第 234 条第 1 項第 16 号（特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）関係</u> <u>規則第 234 条第 1 項第 16 号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下、「保護法ガイドライン」という。）第 10 条、第 11 条及び第 12 条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下、「実務指針」という。）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添 2 の規定に基づく措置とする。</u></p> <p><u>(14) 規則第 234 条第 1 項第 17 号（特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）関係</u> <u>規則第 234 条第 1 項第 17 号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合をいう。</u></p> <p><u>(15) 法第 307 条第 1 項第 3 号関係</u> <u>法第 307 条第 1 項第 3 号で規定する「その他保険募集に関し著しく不適当な行為」に抵触する行為を排除する措置が講じられているか。</u></p> <p><u>(16) その他</u> <u>① 告知事項・告知書</u> <u>ア. 保険法において、告知義務が自発的申告義務から質問応答義務となったことの趣旨を踏まえ、保険契約者等に求める告知事</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>項は、保険契約者等が告知すべき具体的内容を明確に理解し告知できるものとなっているか。</u></p> <p><u>例えば、「その他、健康状態や病歴など告知すべき事項はないか。」といったような告知すべき具体的内容を保険契約者等の判断に委ねるようなものとなっていないか。</u></p> <p><u>イ. 告知書の様式は、保険契約者等に分かりやすく、必要事項を明確にしたものとなっているか。</u></p> <p>② <u>自動車保険関係</u></p> <p><u>自動車保険に係る業務において、以下の運営が行われているか。</u></p> <p><u>ア. 対人賠償責任保険及び自社の契約の更改及び更新にあつて、真に危険が特に大きいと認められる場合を除き、保険契約の締結（契約の更改及び更新を含む。）に応じるような対応及び運営が行われているか。</u></p> <p><u>また、対物賠償責任保険についても、個々のリスク実態も踏まえつつ、できる限り保険契約の締結（契約の更改及び更新を含む。）に応じるような対応及び運営が行われているか。</u></p> <p><u>イ. 地域、年齢、性別等を基準に特定の保険契約のみ締結するといった業務を行わないような対応及び運営が行われているか。</u></p> <p>③ <u>その他</u></p> <p><u>保険契約の締結（名義変更等による契約の変更を含む。）又は保険募集に関して、以下の措置が講じられているか。</u></p> <p><u>ア. 挙績を指向するあまり、金融機関への過度の預金協力による見込み客の獲得、保険料ローンを不正に利用した募集、特定の保険代理店等に対する過度の便宜供与等の過当競争の弊害を招きかねない行為のほか、作成契約、超過保険契約等の不適正な行為の防止</u></p> <p><u>イ. 第一分野及び第三分野の保険契約並びに法第3条第5項第3号に掲げる保険契約にあつては、架空契約や保険金詐取を目的</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>とする契約等の不正な保険契約の発生を防止するための以下の措置</u></p> <p><u>（ア） 保険契約者（法人、個人事業主を含む。）について、運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、企業等の法人（個人事業主を含む。）の存在が確認できる書類による確認、保険証券を郵送し、当該郵便物が返戻されなかったことをもってする確認、本人確認を行った保険料収納機関からの確認、保険募集人の訪問や保険会社が電話等の通信機器・情報処理機器を利用し保険契約者と交信することによる確認その他適切な方法による、本人確認若しくは実在の確認、又は法人の事業活動の有無の確認</u></p> <p><u>（イ） 保険契約申込みや契約変更時の健康診査において、医師による運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、保険募集人の同行や保険会社等が直接面接することによる確認その他適切な方法による被保険者の本人確認</u></p> <p><u>（ウ） 法人等の財テクなどを主たる目的とした契約又は当初から短期の中途解約を前提とした契約等の保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動を行わせないなど、保険商品のそれぞれの商品特性に応じ、その本来の目的に沿った利用が行われるための適切な募集活動に対する措置</u></p> <p><u>ウ. 保険商品の募集地域を合理的な理由なく制限するなど、差別的取扱いを防止する措置</u></p> <p><u>エ. 保険契約締結の申込みがあつたにも関わらず、締結しないこととする場合は、可能な限り合理的な理由を説明するなど、顧客の理解が得られるような措置</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>II-4-3-3 団体扱契約等関係について</p> <p>(略)</p> <p>(1) 団体扱契約</p> <p>① (略)</p> <p>② 団体扱契約の適用団体及び適用料率</p> <p>ア. 保険会社は保険契約者の所属する団体の適正な代表者との間で、保険料取次ぎに関する<u>団体扱契約</u>の締結を行っているか。</p> <p>イ. 適用料率は、<u>区分された団体</u>に応じて、適正に算出され適用されているか。</p> <p>ウ. (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 集団扱契約</p> <p>① (略)</p> <p>② 集団扱契約の適用団体及び適用料率</p> <p>ア. 保険会社は保険契約者の所属する集団の適正な代表者との間で、保険料取り次ぎに関する<u>集団扱契約</u>の締結を行っているか。</p> <p>イ. 適用料率は、<u>区分された集団</u>に応じて、適正に算出され適用されているか。</p> <p>ウ. (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>II-4-3-4 他人の生命の保険契約について</p> <p>(略)</p>	<p>II-4-2-3 団体扱契約等関係について</p> <p>(略)</p> <p>(1) 団体扱契約</p> <p>① (略)</p> <p>② 団体扱契約の適用団体及び適用料率</p> <p>ア. 保険会社は保険契約者の所属する団体の適正な代表者との間で、<u>保険料の取次ぎ又は集金事務等</u>に関する契約の締結を行っているか。</p> <p>イ. 適用料率は、<u>料率区分</u>に応じて、適正に算出され適用されているか。</p> <p>ウ. (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 集団扱契約</p> <p>① (略)</p> <p>② 集団扱契約の適用団体及び適用料率</p> <p>ア. 保険会社は保険契約者の所属する集団の適正な代表者との間で、<u>保険料の取次ぎ又は集金事務等</u>に関する契約の締結を行っているか。</p> <p>イ. 適用料率は、<u>料率区分</u>に応じて、適正に算出され適用されているか。</p> <p>ウ. (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>II-4-2-4 他人の生命の保険契約について</p> <p><u>他人の生命の保険契約</u>（保険契約者以外の者を被保険者とする死亡保</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>険契約及び傷害疾病による死亡を給付事由とする保険契約者以外の者を被保険者とする傷害疾病定額保険契約（保険金受取人の変更を含む。また、傷害疾病定額保険契約については、保険金受取人が被保険者又はその相続人であるもので、かつ、給付事由が傷害疾病による死亡のみではないものを除く。）の締結に関して、保険会社の監督にあたっての留意点は、被保険者等の保護及び保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 目的・趣旨</u></p> <p><u>① 企業（個人事業主を含む。以下同じ。）が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等を被保険者とする保険契約（以下、「事業保険」という。）については、以下のア. 又はイ. の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。</u></p> <p><u>ア. 遺族及び従業員の生活補償のための企業の就業規則、労働協約、その他これに準ずる規則に基づく災害補償、遺族補償及び業務外の傷病扶助に関する規定又はこれに準ずる規定（以下、「災害・遺族補償規定等」という。）により定められた弔慰金・死亡退職金等（以下、「弔慰金等」という。）の支払い財源確保</u></p> <p><u>イ. 従業員等の死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用、事業継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保</u></p> <p><u>(注) 被保険者となるべき者の同意の取得に際しては、例えば、以下の方法によって被保険者が保険金受取人や保険金額等の契約の内容を確実に認識できるような措置を講じているか。</u></p> <p><u>(ア) 被保険者に対して加入申込書の写しや契約の内容を記載した書面の交付などを保険会社から行う。</u></p> <p><u>(イ) 被保険者がどのように契約の内容を認識できるようになっているかを保険会社が保険契約者から確認する。確認の結果は、検証可能な具体的な記録として残す。</u></p> <p><u>さらに、被保険者に対して交付する契約の内容を記載</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>した書面等に、被保険者が家族に当該保険への加入を説明することを促す文言を記載するなど、保険会社は被保険者本人がその家族等、必要と考える者に対し情報提供を容易に行い得る措置を講じているか。</u></p> <p>② <u>全員加入団体定期保険（全員加入団体を対象とする団体定期保険をいう。以下同じ。）の契約は、当該保険の目的・趣旨が遺族及び従業員の生活補償にあることを明確にし、弔慰金等の支払い財源を保障する部分を「主契約」、従業員死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用等の諸費用（企業の経済的損失）を保障する部分を「特約」として区分するなど、当該保険契約の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。</u></p> <p><u>（注）被保険者となるべき者の同意の取得に際しては、例えば、以下の方法によって被保険者が保険金受取人や保険金額等の契約の内容を確実に認識できるような措置を講ずること。</u></p> <p><u>（ア）被保険者に対して契約の内容を記載した書面の交付などを生命保険会社から行う。</u></p> <p><u>（イ）被保険者がどのように契約の内容を認識できるようになっているかを生命保険会社が保険契約者から確認する。確認の結果は、検証可能な具体的な記録として残す。</u></p> <p><u>（2）団体保険又は団体契約における団体の範囲等の確認態勢</u></p> <p>① <u>被保険者が被保険団体に含まれるか確認できる態勢が整備されているか。</u></p> <p>② <u>団体定期保険等の適用条件等が事業方法書に定められている方法により、適切に運用されていることを確認できる態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>（3）保険金額の定め方</u></p> <p>① <u>事業保険における保険金額の設定については、保険契約の目的・</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>趣旨を踏まえ、保険金額の引受基準等、モラルリスクの排除の観点から措置が適切に運用されているか。</u></p> <p><u>なお、従業員等の死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用、事業継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保を保険契約の目的・趣旨に含める場合の保険金額は、過大とならないよう保険契約締結時において、年収、勤続年数、職位や企業の年商や規模などの基準により設定した上限により適切に運営されているか。</u></p> <p><u>また、従業員に係る保険金額の設定については、下記②にも留意しつつ適切に運営されているか。</u></p> <p>② <u>全員加入団体定期保険の保険金額の設定については、主契約部分は災害・遺族補償規定等に基づく支給金額を上限とし、特約部分は主契約の保険金額を上限（ただし、2,000 万円を上限）とするなど、この保険の目的・趣旨（上記（1））に沿った利用が行われるよう措置が講じられているか。</u></p> <p>(4) <u>災害・遺族補償規定等にリンクした保険金支払いの確保</u></p> <p>① <u>事業保険であって災害・遺族補償規定等に基づき被保険者である従業員に対し、保険金の全部又はその相当部分が、弔慰金等の支払いに充当することが確認されている場合においては、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、保険金請求時に保険契約者から、ア. 被保険者又は労働基準法施行規則第 42 条等に定める遺族補償を受けるべき者（以下、「受給者」という。）の保険金請求内容の了知を確認する書類の取り付け（なお、この了知を確認する書類には保険金受取人や保険金額等の契約の内容が記載されているか）、あるいは、イ. 被保険者又は受給者が金銭を受領したことが分かる書類、被保険者又は受給者への支払記録等の取り付け、など、被保険者又は受給者に対する情報提供、保険契約の目的に沿って保険金が弔慰金等の福利厚生に活用されることの確</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>II-4-3-5 <u>適正な損害保険募集態勢の確立</u></p> <p>II-4-3-6 <u>損害保険契約の締結及び保険募集</u></p> <p>II-4-3-7 <u>他人の生命の保険契約について</u></p> <p>II-4-3-8 <u>自動車損害賠償責任保険について</u></p> <p>自動車損害賠償責任保険は、自動車の登録・車検制度とリンクしており、契約者に対して速やかに自動車損害賠償責任保険証明書を交付する必要があるため、損害保険会社は、特に資力、信用及び業務遂行能力等を備えた代理店に証明書の発行権限を付与しているか。</p> <p>これらの代理店に対して、保険料の精算を迅速・確実に行うなど適正な業務運営を行うよう指導しているか。</p>	<p><u>認の措置が講じられているか。</u></p> <p>② <u>全員加入団体定期保険における保険金の支払いにあつては、主契約部分については、全額従業員の遺族に支払うこととし、企業が一旦受取ったうえで遺族に支払う場合は、遺族の了知を確認のうえ支払うこととしているか。</u></p> <p><u>なお、この了知を確認する書類には保険金受取人や保険金額等の契約の内容が記載されているか。</u></p> <p>③ <u>全員加入団体定期保険において「ヒューマン・ヴァリュート約」分の保険金支払いは、弔慰金等の受給者の了知を確認のうえ支払うこととしているか。</u></p> <p><u>なお、この了知を確認する書類には保険金受取人や保険金額等の契約の内容が記載されているか。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>II-4-2-5 <u>自動車損害賠償責任保険について</u></p> <p>自動車損害賠償責任保険は、自動車の登録・車検制度とリンクしており、契約者に対して速やかに自動車損害賠償責任保険証明書を交付する必要があるため、損害保険会社は、特に資力、信用及び業務遂行能力等を備えた損害保険代理店に証明書の発行権限を付与しているか。</p> <p>これらの損害保険代理店に対して、保険料の精算を迅速・確実に行うなど適正な業務運営を行うよう指導しているか。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>II-4-3-9 銀行等に対する保険募集の委託</p> <p>II-4-3-9-2 非公開金融情報・非公開保険情報の取扱い</p> <p>(1) <u>生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等が、非公開金融情報（規則第 212 条第 2 項第 1 号イに規定する非公開金融情報をいう。以下同じ。）を保険募集に係る業務に利用する場合には、非公開金融情報の利用について顧客の同意を取得する際に、当該同意の有効期間及びその撤回の方法、非公開金融情報を利用する保険募集の方式（対面、郵便等の別）、利用する非公開金融情報の範囲（定期預金の満期日、預金口座への入出金に係る情報、その他金融資産の運用に係る情報等）を顧客に具体的に明示するとともに、例えば、以下の方法のような適切な方法により事前に顧客の同意を得なければ保険契約の締結の代理又は媒介ができないようにするための必要な措置（注）を講じているか。</u></p> <p>（略）</p> <p>(2) <u>生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等が、非公開保険情報（規則第 212 条第 2 項第 1 号ロに規定する非公開保険情報をいう。以下同じ。）を資金の貸付け等の保険募集に係る業務以外の業務に利用する場合には、非公開保険情報の利用について顧客の同意を取得する際に、当該同意の有効期間及びその撤回の方法、非公開保険情報を利用する業務の方式（対面、郵便等の別）、利用する非公開保険情報の範囲（保険募集に係る業務において知り得た家族構成等の情報）を顧客に具体的に明示するとともに、例えば、(1) ①から④までに掲げる方法に準じた適切な方法により事前に顧客の同意を得るための措置を講じているか。</u></p>	<p>II-4-2-6 銀行等に対する保険募集の委託</p> <p>II-4-2-6-2 非公開金融情報・非公開保険情報の取扱い</p> <p>(1) <u>特定保険募集人又は保険仲立人である銀行等が、非公開金融情報（規則第 212 条第 2 項第 1 号イに規定する非公開金融情報をいう。以下同じ。）を保険募集に係る業務に利用する場合には、非公開金融情報の利用について顧客の同意を取得する際に、当該同意の有効期間及びその撤回の方法、非公開金融情報を利用する保険募集の方式（対面、郵便等の別）、利用する非公開金融情報の範囲（定期預金の満期日、預金口座への入出金に係る情報、その他金融資産の運用に係る情報等）を顧客に具体的に明示するとともに、例えば、以下の方法のような適切な方法により事前に顧客の同意を得なければ保険契約の締結の代理又は媒介ができないようにするための必要な措置（注）を講じているか。</u></p> <p>（略）</p> <p>(2) <u>特定保険募集人又は保険仲立人である銀行等が、非公開保険情報（規則第 212 条第 2 項第 1 号ロに規定する非公開保険情報をいう。以下同じ。）を資金の貸付け等の保険募集に係る業務以外の業務に利用する場合には、非公開保険情報の利用について顧客の同意を取得する際に、当該同意の有効期間及びその撤回の方法、非公開保険情報を利用する業務の方式（対面、郵便等の別）、利用する非公開保険情報の範囲（保険募集に係る業務において知り得た家族構成等の情報）を顧客に具体的に明示するとともに、例えば、(1) ①から④までに掲げる方法に準じた適切な方法により事前に顧客の同意を得るための措置を講じているか。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>II-4-3-9-3 銀行等の保険募集指針</p> <p>保険募集の公正を確保するために銀行等が定める保険募集指針には、以下の事項が定められているか。</p> <p>また、保険募集指針の内容について、顧客に周知するため、保険募集指針の書面による交付又は説明、店頭掲示、インターネットホームページの活用等の必要な措置が講じられているか。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 銀行等が法令に違反して保険募集につき顧客に損害を与えた場合には、当該銀行等に募集代理店としての販売責任があることを明示すること。</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p>	<p>II-4-2-6-3 銀行等の保険募集指針</p> <p>保険募集の公正を確保するために銀行等が定める保険募集指針には、以下の事項が定められているか。</p> <p>また、保険募集指針の内容について、顧客に周知するため、保険募集指針の書面による交付又は説明、店頭掲示、インターネットホームページの活用等の必要な措置が講じられているか。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 銀行等が法令に違反して保険募集につき顧客に損害を与えた場合には、当該銀行等に保険代理店としての販売責任があることを明示すること。</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p>
<p>II-4-3-9-4 銀行等保険募集制限先の確認等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 銀行等は、保険会社から保険募集の委託を受けるにあたっては、当該銀行等のその他の業務（他の保険会社から受託した業務を含む。）の健全かつ適切な運営に支障を及ぼさないよう、例えば、当該保険会社の業務又は財務の健全性や募集代理店である銀行等に対する販売管理態勢の整備状況、当該銀行等が募集を行うこととなる保険商品の内容に十分留意して当該業務の受託の可否を決定しているか。</p>	<p>II-4-2-6-4 銀行等保険募集制限先の確認等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 銀行等は、保険会社から保険募集の委託を受けるにあたっては、当該銀行等のその他の業務（他の保険会社から受託した業務を含む。）の健全かつ適切な運営に支障を及ぼさないよう、例えば、当該保険会社の業務又は財務の健全性や保険代理店である銀行等に対する販売管理態勢の整備状況、当該銀行等が募集を行うこととなる保険商品の内容に十分留意して当該業務の受託の可否を決定しているか。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>II-4-3-10 保険募集の再委託</p> <p>(1) 管理態勢</p> <p>保険募集再委託者及び所属保険会社等が、法第 275 条第 5 項第 2 号に規定する「再委託に係る保険募集の的確、公正かつ効率的な遂行を確保するために必要な体制の整備その他の措置」を講じているかどうかは、以下の点に着目して審査し、認可後においてもその<u>取組み状況</u>等を確認する必要がある。</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険募集再委託者における態勢整備</p> <p>ア. <u>II-3-3-1 (1) (生命保険募集人の採用・委託・登録)、II-3-3-5 (1) (損害保険募集人の採用・委託・登録 (届出))</u> や保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）II-3-3-1 (2) (少額短期保険募集人の採用・委託・登録 (届出)) に加え、上記①ア. の方針に沿って、保険募集再受託者の選定を行う態勢が構築されているか。</p> <p>イ. 保険募集再受託者による再委託に係る保険募集について、<u>II-3-3-1 (2) (生命保険募集人の教育・管理・指導)、II-3-3-5 (2) (損害保険代理店等の教育・管理・指導)</u> や保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）II-3-3-1 (3) (少額短期保険募集人の教育・管理・指導) に加え、上記①ア. の方針に沿って、適切に教育・管理・指導する態勢が構築されているか。</p> <p>(2) (略)</p> <p>II-4-4 苦情等への対処（金融 ADR 制度への対応も含む。）</p>	<p>II-4-2-7 保険募集の再委託</p> <p>(1) 管理態勢</p> <p>保険募集再委託者及び所属保険会社等が、法第 275 条第 5 項第 2 号に規定する「再委託に係る保険募集の的確、公正かつ効率的な遂行を確保するために必要な体制の整備その他の措置」を講じているかどうかは、以下の点に着目して審査し、認可後においてもその<u>取組み状況</u>等を確認する必要がある。</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険募集再委託者における態勢整備</p> <p>ア. <u>II-4-2-1 (1) (保険募集人の採用・委託・登録・届出)</u> や「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）」（少額短期保険業者向けの監督指針）II-3-3-1 (2) (少額短期保険募集人の採用・委託・登録 (届出)) に加え、上記①ア. の方針に沿って、保険募集再受託者の選定を行う態勢が構築されているか。</p> <p>イ. 保険募集再受託者による再委託に係る保険募集について、<u>II-4-2-1 (2) (特定保険募集人等の教育・管理・指導)</u> や「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）」（少額短期保険業者向けの監督指針）II-3-3-1 (3) (少額短期保険募集人の教育・管理・指導) に加え、上記①ア. の方針に沿って、適切に教育・管理・指導する態勢が構築されているか。</p> <p>(2) (略)</p> <p>II-4-3 苦情等への対処（金融 ADR 制度への対応も含む。）</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>II-4-4-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立</p> <p>II-4-4-2-2 主な着眼点</p> <p>保険会社が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 苦情等対処の実施態勢</p> <p>①~⑤ (略)</p> <p>⑥ 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の法令、保護法ガイドライン等に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか（「II-3-6 顧客情報管理態勢」参照）。</p> <p>⑦ <u>生命保険代理店及び損害保険代理店（以下、「保険代理店」という）</u>を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、顧客から保険会社への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか。</p> <p>また、当該苦情等について、顧客から外部委託先に申出があった場合には、外部委託先から保険会社へ漏れなく報告される態勢を整備しているか。</p> <p>(略)</p> <p>II-4-5 顧客保護等</p>	<p>II-4-3-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立</p> <p>II-4-3-2-2 主な着眼点</p> <p>保険会社が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するにあたり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 苦情等対処の実施態勢</p> <p>①~⑤ (略)</p> <p>⑥ 苦情等対処にあたっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の法令、保護法ガイドライン等に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか（「II-4-5 顧客等に関する情報管理態勢」参照）。</p> <p>⑦ <u>保険代理店</u>を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、顧客から保険会社への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか。</p> <p>また、当該苦情等について、顧客から外部委託先に申出があった場合には、外部委託先から保険会社へ漏れなく報告される態勢を整備しているか。</p> <p>(略)</p> <p>II-4-4 顧客保護等</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>II-4-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>（新設）</p> <p>II-4-5-1-1 顧客保護を図るための留意点</p> <p><u>保険会社は保険募集にあたって顧客保護を図るため、以下の項目に留意する必要がある。</u></p> <p>（略）</p> <p>II-4-5-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 規則第 53 条、第 53 条の 4、第 53 条の 6 及び第 53 条の 8 から第 53 条の 10 までに規定する措置について、<u>職員並びに営業職員及び募集代理店</u>に対する教育、指導を行う体制が整備されているか。</p> <p>(3) 当該措置について、<u>職員並びに営業職員及び募集代理店</u>の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。</p> <p>(4) ～ (7) （略）</p> <p>(8) 規則第 53 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに定める書面の交付に</p>	<p>II-4-4-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p><u>保険会社は、顧客保護を図るため、その業務に関し、業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。</u></p> <p><u>このため、以下のような措置等について、適切に実行するとともに、内部監査部門による監査や代理店監査等を通じて、事後的に適切性等を検証し、必要に応じて改善を図ることが求められる。</u></p> <p>II-4-4-1-1 顧客保護を図るための留意点</p> <p>（削除）</p> <p>（略）</p> <p>II-4-4-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 規則第 53 条、第 53 条の 4、第 53 条の 6 及び第 53 条の 8 から第 53 条の 10 までに規定する措置について、<u>職員及び特定保険募集人</u>に対する教育・管理・指導を行う体制が整備されているか。</p> <p>(3) 当該措置について、<u>職員及び特定保険募集人</u>の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。</p> <p>(4) ～ (7) （略）</p> <p>(8) 規則第 53 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに定める書面の交付に</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>関して、保険契約者から書面を受領した旨の確認を得ることについて、<u>職員並びに営業職員及び募集代理店</u>に対する教育、指導を行う体制が整備されているか。</p> <p>また、<u>職員並びに営業職員及び募集代理店</u>による受領確認の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。</p> <p>(9) ～ (11) (略)</p> <p>(12) <u>厚生年金基金</u>を保険契約者とする保険契約の引受けに関し、以下の点に留意した態勢が整備されているか。</p> <p>① 保険会社が規則第53条第1項第11号イに規定する通知を行ったにもかかわらず、なお<u>厚生年金基金令</u>（昭和41年政令第324号）第39条の15第1項の規定に違反するおそれが解消しない場合において、例えば、運用指針の変更の検討を求める等、保険契約者と協議を行っているか。更に、当該協議を経てもなお同項の規定に違反するおそれが解消しない場合においては、当該保険契約者に対し、最終的に保険契約の解約を慫慂することを含めて検討する等、当該保険契約者が同項の規定を遵守することを確保するための必要な方策を講じているか。</p>	<p>関して、保険契約者から書面を受領した旨の確認を得ることについて、<u>職員及び特定保険募集人</u>に対する教育・管理・指導を行う体制が整備されているか。</p> <p>また、<u>職員及び特定保険募集人</u>による受領確認の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。</p> <p>(9) ～ (11) (略)</p> <p>(12) <u>存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第3条第11号（定義）に規定する存続厚生年金基金をいう。）</u>を保険契約者とする保険契約の引受けに関し、以下の点に留意した態勢が整備されているか。</p> <p>① 保険会社が規則第53条第1項第11号イに規定する通知を行ったにもかかわらず、なお<u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第3条第2項（存続厚生年金基金に関する読替え等）の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第1条（厚生年金基金令の廃止）の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第39条の15第1項の規定に違反するおそれが解消しない場合において、例えば、運用指針の変更の検討を求める等、保険契約者と協議を行っているか。更に、当該協議を経てもなお同項の規定に違反するおそれが解消しない場合においては、当該保険契約者に対し、最終的に保険契約の解約を慫慂することを含めて検討する等、当該保険契約者が同項の規定を遵守することを</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(13) (略)</p> <p>(14) 規則第 53 条の 4 に掲げる書面には、適正な保険募集を確保する観点から、以下の内容についての記載が含まれる必要がある。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険会社との間で保険契約を締結することを条件として当該保険会社の特定関係者（法第 100 条の 3 に規定する特定関係者及び法第 194 条に規定する特殊関係者をいう。）が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し又は信用の供与を約していることを知りながら、当該保険契約者に対して当該保険契約の申込みをさせる行為は、法第 300 条により禁止されていること。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(15) 規則第53条の7第1項に規定する措置に関し、<u>法第3条第4項第1号に規定する保険（年金保険及び生存保険を除く。）及び同項第2号に規定する保険（損害を填補することを約した保険を除く。）の契約について、</u></p> <p>①～② (略)</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 死亡保険（規則第53条の7第2項に規定する死亡保険をいう。）の引受けについて</p> <p>(ア) 保険の不正な利用を防止することにより被保険者を保護するため、死亡保険に係る保険金の限度額を具体的に定め、これを超える保険金額による保険の引受けを行わないものと定めているか。また、この限度額は、<u>社団法人生命保険協会（明治41年12月7日に社団法人生命保険協会という名称で設立された</u></p>	<p>確保するための必要な方を講じているか。</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 規則第 53 条の 4 に掲げる書面には、適正な保険募集を確保する観点から、以下の内容についての記載が含まれる必要がある。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>保険募集人が、保険会社との間で保険契約を締結することを条件として当該保険会社の特定関係者（法第 100 条の 3 に規定する特定関係者及び法第 194 条に規定する特殊関係者をいう。）が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し又は信用の供与を約していることを知りながら、当該保険契約者に対して当該保険契約の申込みをさせる行為は、法第 300 条により禁止されていること。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(15) 規則第53条の7第1項に規定する措置に関し、<u>第一分野の保険（年金保険及び生存保険を除く。）及び法第3条第4項第2号に掲げる保険（損害を填補することを約した保険を除く。）の契約について、</u></p> <p>①～② (略)</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 死亡保険（規則第53条の7第2項に規定する死亡保険をいう。）の引受けについて</p> <p>(ア) 保険の不正な利用を防止することにより被保険者を保護するため、死亡保険に係る保険金の限度額を具体的に定め、これを超える保険金額による保険の引受けを行わないものと定めているか。また、この限度額は、<u>一般社団法人生命保険協会（明治41年12月7日に社団法人生命保険協会という名称で設立され</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>法人をいう。以下、「生命保険協会」という。）の「契約内容登録制度・契約内容照会制度」又は社団法人日本損害保険協会（昭和23年5月1日に社団法人日本損害保険協会という名称で設立された法人をいう。以下、「日本損害保険協会」という。）の「契約内容登録制度」等（以下、「契約内容登録制度等」と総称する。）への照会結果を踏まえ、同一被保険者の他の死亡保険に係る保険金額と通算する旨を定めているか。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 保険金額（会社が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。）の妥当性を判断・確認する方法等について、<u>生命保険募集人及び損害保険募集人</u>に対して適正な教育・指導を行うための体制が整備されているか。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> 規則第53条の7第1項に規定する措置に関し、トンチン性の高い商品については、保険会社が顧客に対して、その商品特性について十分説明を行うための体制が整備されているか。</p> <p>(注) トンチン性とは、死亡者の持分が生存者に移ることにより、生存者により多くの給付が与えられる割合のこと。</p>	<p>た法人をいう。以下、「生命保険協会」という。）の「契約内容登録制度・契約内容照会制度」又は<u>一般社団法人</u>日本損害保険協会（昭和23年5月1日に社団法人日本損害保険協会という名称で設立された法人をいう。以下、「日本損害保険協会」という。）の「契約内容登録制度」等（以下、「契約内容登録制度等」と総称する。）への照会結果を踏まえ、同一被保険者の他の死亡保険に係る保険金額と通算する旨を定めているか。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 保険金額（保険会社が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。）の妥当性を判断・確認する方法等について、<u>保険募集人</u>に対して適正な教育・<u>管理</u>・指導を行うための体制が整備されているか。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> 規則第53条の7第1項に規定する措置に関し、トンチン性の高い商品については、<u>保険会社等</u>が顧客に対して、その商品特性について十分説明を行うための体制が整備されているか。</p> <p>(注) トンチン性とは、死亡者の持分が生存者に移ることにより、生存者により多くの給付が与えられる割合のこと。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>(21)</u> (略)</p>	<p><u>(19)</u> (略)</p>
<p><u>(22)</u> (略)</p>	<p><u>(20)</u> (略)</p>
<p><u>(23)</u> (略)</p>	<p><u>(21)</u> (略)</p>
<p>II-4-6 顧客等に関する情報管理態勢</p>	<p>II-4-5 顧客等に関する情報管理態勢</p>
<p>II-4-6-2 主な着眼点</p>	<p>II-4-5-2 主な着眼点</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 個人情報管理</p>	<p>(2) 個人情報管理</p>
<p>①～② (略)</p>	<p>①～② (略)</p>
<p>③ クレジットカード情報等については、以下の措置が講じられているか。</p>	<p>③ クレジットカード情報等については、以下の措置が講じられているか。</p>
<p>ア. ～イ. (略)</p>	<p>ア. ～イ. (略)</p>
<p>ウ. クレジットカード情報等の取扱いを第三者に委託する場合は、代理店を含む外部委託先において、クレジットカード情報等を保護するためのルール及びシステムが有効に機能しているかについて、定期的又は随時に、点検又は立入検査を行っているか。</p>	<p>ウ. クレジットカード情報等の取扱いを第三者に委託する場合は、<u>保険代理店</u>を含む外部委託先において、クレジットカード情報等を保護するためのルール及びシステムが有効に機能しているかについて、定期的又は随時に、点検又は立入検査を行っているか。</p>
<p>エ. クレジットカード情報等について、二段階以上の委託が行われた場合には、代理店を含む外部委託先が再委託先等の事業者を十分に監督していると認められる場合を除き、定期的又は随時に、点検又は立入検査を行う等、再委託先等の事業者に対して自社による直接の監督を行っているか。</p>	<p>エ. クレジットカード情報等について、二段階以上の委託が行われた場合には、<u>保険代理店</u>を含む外部委託先が再委託先等の事業者を十分に監督していると認められる場合を除き、定期的又は随時に、点検又は立入検査を行う等、再委託先等の事業者に対して自社による直接の監督を行っているか。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ-4-11 適切な表示の確保</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 適正な表示を確保するための<u>内部規定</u>が適切に策定されているか。 (注) <u>内部規定は、次の事項等を踏まえ、保険期間、保障内容、引受条件及び保険料率・保険料等が適切に表示されるよう留意して策定されているか。</u> (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 適正な表示がなされるよう、コンプライアンス担当部門によるリーガルチェック等を含めた十分な審査体制が整備されているか。 なお、審査については、以下の点に留意したものとなっているか。</p> <p>① 募集用の資料等について、本社で集中管理するなどの方法により、<u>表示内容に係る審査が漏れなく行われる体制となっているか。</u></p> <p>② 約款、「契約概要」、「注意喚起情報」、パンフレット、ご契約のしおり等について、それぞれの表示内容の整合性を確保するための<u>チェックがなされる体制となっているか。</u></p> <p>③ 契約者等からの苦情等において表示上の問題等が指摘されている場合には、その内容について分析し、問題が認められた場合には、<u>改善のための適切な対応がとられる体制となっているか。</u></p> <p>(6) 商品性の説明（比較広告等を含む。）に係る法第300条第1項第6号及び同第7号については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 保険契約に関する表示については、「Ⅱ-4-3-2 (6)」及び「Ⅱ-4-</p>	<p>Ⅱ-4-10 適切な表示の確保</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 適正な表示を確保するための<u>社内規則等</u>が適切に策定されているか。 (注) <u>社内規則等は、以下の事項等を踏まえ、保険期間、保障内容、引受条件及び保険料率・保険料等が適切に表示されるよう留意して策定されているか。</u> (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 適正な表示がなされるよう、コンプライアンス担当部門によるリーガルチェック等を含めた十分な審査体制が整備されているか。 なお、審査については、以下の点に留意したものとなっているか。</p> <p>① 募集用の資料等について、本社で集中管理するなどの方法により、<u>表示内容に係る審査を漏れなく行っているか。</u></p> <p>② 約款、「契約概要」、「注意喚起情報」、パンフレット、ご契約のしおり等について、それぞれの表示内容の整合性を確保するための<u>チェックを行っているか。</u></p> <p>③ <u>募集用の資料等における積立利率等の表示については、公然性や客観性を高めるなどの観点からチェックを行っているか。</u></p> <p>④ 契約者等からの苦情等において表示上の問題等が指摘されている場合には、その内容について分析し、問題が認められた場合には、<u>改善のための適切な対応を行っているか。</u></p> <p>(6) 商品性の説明（比較広告等を含む。）に係る法第300条第1項第6号及び同第7号については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 保険契約に関する表示については、「Ⅱ-4-2-2 (8)」に準じて</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>一3-6 (6)</u>」に準じて取り扱うものとする。</p> <p>② 予想配当表示については、「<u>Ⅱ-4-3-2 (7)</u>」及び「<u>Ⅱ-4-3-6 (7)</u>」に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>Ⅲ 保険監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-1 <u>生命保険募集人の登録事務</u> (略)</p>	<p>取り扱うものとする。</p> <p>② 予想配当表示については、「<u>Ⅱ-4-2-2 (9)</u>」に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>Ⅲ 保険監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-1 <u>特定保険募集人の登録等事務</u></p> <p><u>特定保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して行うこととする。</u></p> <p><u>なお、少額短期保険募集人については、「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）」（少額短期保険業者向けの監督指針）Ⅲ-2-4（少額短期保険募集人の登録事務）によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 特定保険募集人の登録（法第 276 条関係）</u></p> <p>① <u>登録の申請（法第 277 条関係）</u> <u>特定保険募集人については、法第 277 条に規定する登録の申請（以下、「登録申請」という。）を行っているか。</u></p> <p>② <u>所属保険会社を代理人とする登録の申請等（法第 284 条関係）</u> <u>特定保険募集人又は法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに定める者（以下、「特定保険募集人等」という。）については、法第 284 条の規定により所属保険会社を代理人として登録申請、法第 280 条第 1 項第 1 号に基づく届出（以下、「変更届出」という。）、法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号の規定に基づく届出（以下、「廃業等届出」</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>という。）又は法第 302 条の規定に基づく届出（以下、「使用人届出」という。）をとりまとめるうえ行うことができる。</u></p> <p>③ <u>代申会社等の届出・申請</u></p> <p><u>所属保険会社が法第 284 条の規定に基づき特定保険募集人等の代理人として登録申請等を行う場合は、当該所属保険会社の本社又は支社・支店等（以下、「支社等」という。）において、別紙様式 70「代申支社の届出書」（生命保険会社の場合）、別紙様式 73「損害保険代理店代理申請書」（損害保険会社の場合）を作成し、当該支社等が管理する特定保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局等に提出させるものとする。</u></p> <p><u>ただし、生命保険会社においては、当該支社等が管理する特定保険募集人の主たる事務所の所在地が東京都の場合は、東京財務事務所に提出させるものとする。（以下、特定保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局等及び東京財務事務所を「管轄財務局等」という。）</u></p> <p><u>特定保険募集人の所属保険会社の支社等を「代申会社」又は「代申支社」（以下、「代申会社等」という。）といい、上記の登録申請等を支社長等の名義によって行わせるものとする。</u></p> <p><u>また、所属保険会社が代理人として登録申請等を行う場合、特定保険募集人が 2 以上の所属保険会社を有する場合には、所属保険会社のうちの 1 つの所属保険会社を代理人として行わせるものとする。</u></p> <p><u>なお、登録申請等を行う者が保険代理店の使用人である場合には、当該登録申請等を行う者が所属することとなる保険代理店の登録申請等を行っている所属保険会社に行わせるものとする。</u></p> <p>④ <u>登録申請等の書類の受理</u></p> <p><u>ア. 代申会社等から登録申請等の書類（以下、「申請書類等」という。）の提出（申請等データによる「電子申請・届出システム」への送信を含む。以下、(2) 変更の届出等、(3) 廃業等の届出に</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>において同じ。）があった場合は、管轄財務局等が受理することとする。</u></p> <p><u>（注）代申会社等から生命保険協会又は日本損害保険協会を經由して申請書類等の提出があった場合も、管轄財務局等が受理するものとする。</u></p> <p><u>イ. 生命保険会社の役員若しくは使用人又は生命保険会社の委託を受けた者の役員若しくは使用人である特定保険募集人について、当該特定保険募集人の管理全般が、生命保険会社又は生命保険会社の委託を受けた者の一の事務所で一括して行われている場合には、当該一の事務所を当該特定保険募集人にとっての令第 47 条の 3 第 1 項に規定する「主たる事務所」とみなすことができるものとする。</u></p> <p><u>ウ. 保険代理店の主たる事務所と同じく、独立して損害保険会社と取引を行う従たる事務所については、主たる事務所とは別個に登録することができるものとする。</u></p> <p><u>この場合、登録申請者は、登録をしようとする損害保険代理店の支店長等とせず、損害保険代理店の主たる事務所の代表者として登録することができるものとする。</u></p> <p><u>エ. 申請等データにより「電子申請・届出システム」へ送信があった場合は、申請等データを受理した管轄財務局等において別途収入印紙を受理することとする。</u></p> <p><u>⑤ 登録申請書の審査基準等</u></p> <p><u>ア. 登録を申請する特定保険募集人が法第 279 条第 1 項第 6 号に該当していないか。</u></p> <p><u>イ. 登録申請書（規則別紙様式第 17 号）の記載は、当指針の様式・参考資料編 II. その他報告等様式集 III-2-1（生命保険募集人）、様式 III-2-2（損害保険代理店）別紙 1 及び別紙 2 の記載要領に基づくものとなっているか。</u></p> <p>また、法人である損害保険代理店で代表者が複数いる場合は、</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>筆頭者以外の代表者については、別紙様式 65「代表者又は管理人（別表）」（以下、「代表者別表」という。）に記載されたものが、登録申請書に添付されているか。</u></p> <p><u>ウ. 所要の収入印紙の貼付の有無</u></p> <p><u>（ア） 登録申請者が保険代理店の場合、登録免許税法に規定する額の収入印紙が貼付されているか。</u></p> <p><u>（イ） 登録申請者が生命保険募集人のうち「内勤職員」・「営業職員」・「個人保険代理店使用人」・「法人保険代理店使用人」の場合、令第 39 条の 3 に規定する額の収入印紙が貼付されているか。</u></p> <p><u>エ. 登録申請書の内容に不備が判明したときは、登録申請書を代申会社等に返戻し、補正させることとする。</u></p> <p><u>なお、生命保険募集人の登録申請にあたっては、職種を以下のとおり区分するものとする。</u></p> <p><u>（ア） 内勤職員（記号「内」）</u> <u>生命保険会社の役員（代表権を有する役員及び監査役、監査委員会の委員を除く。）又は使用人で就業規則等により内勤職員とされる者又はこれに準じる者</u></p> <p><u>（イ） 営業職員（記号「営」）</u> <u>生命保険会社の使用人で主に保険の募集を行い就業規則等により営業職員とされる者又はこれに準じる者</u></p> <p><u>（ウ） 個人保険代理店（記号「個」）</u> <u>生命保険会社の保険募集の委託を受けた個人</u></p> <p><u>（エ） 法人保険代理店（記号「法」）</u> <u>生命保険会社の保険募集の委託を受けた法人</u></p> <p><u>（オ） 個人保険代理店使用人（記号「個使」）</u> <u>（ウ） の使用人</u></p> <p><u>（カ） 法人保険代理店使用人（記号「法使」）</u> <u>（エ） の役員（代表権を有する役員及び監査役、監査委員会</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p style="text-align: center;">の委員を除く。）及び使用人</p> <p>⑥ <u>登録申請書の添付書類</u> <u>登録申請書の添付書類については、法第 277 条第 2 項各号及び規則第 214 条第 1 項各号に規定する以下の書類が添付されているか。</u> <u>なお、添付書類の取扱いについては、法第 284 条の規定に基づく代理申請にあっては、原則として提示をもって足りることとし、提示後、代申会社等において常に提出できる状態で保管させるものとする。</u></p> <p><u>ア. 登録申請の添付書類で必要な官公署が証明する書類は、申請の日前 3 ヶ月以内に発行されたものでなければならない。</u></p> <p><u>イ. 登録申請書の添付書類は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>（ア）登録申請者が個人の場合</u></p> <p><u>a. 法第 277 条第 2 項第 1 号に規定する書面（規則別紙様式第 17 号の 2）</u></p> <p><u>b. 登録申請者が特定保険募集人であることを証する書面（規則第 214 条第 1 項第 1 号）</u></p> <p><u>c. 住民票の抄本又はこれに代わる書類（規則第 214 条第 1 項第 3 号）</u></p> <p><u>（イ）登録申請者が法人の場合</u></p> <p><u>a. 法第 277 条第 2 項第 1 号に規定する書面（規則別紙様式第 17 号の 2）</u></p> <p><u>b. 法第 277 条第 2 項第 2 号に規定する役員の氏名及び住所を記載した書面（別紙様式 66 により作成し、提出されるもの。）</u> <u>なお、役員の氏名及び住所を記載した書面であれば、役員一覧に代えることができる。（保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書にて届出る役員を除いても差し支えない。）</u></p> <p><u>c. 登録申請者が特定保険募集人であることを証する書面（規則第 214 条第 1 項第 1 号）</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>d. <u>定款若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類（以下、「定款等」という。）（規則第214条第1項第2号）</u></p> <p>ウ. <u>規則第214条第1項第1号に規定する「特定保険募集人であることを証する書面」とは、保険募集に関する委託契約書又は別紙様式71「生命保険募集人登録代理申請書（兼）登録事項変更・廃業等代理届出書」、別紙様式73「損害保険代理店代理申請書」（以下、これらを「代理申請書」という。）とする。</u></p> <p>エ. <u>規則第214条第1項第2号に規定する「これらに代わる書類」とは、商業登記簿謄本・抄本等をいう。</u></p> <p><u>（注1）定款等は、原則として生命保険募集人の登録にあたっては、生命保険募集に係る業務を営むことができる旨、損害保険代理店業の登録にあたっては、損害保険代理業を営むことができる旨の記載があるものでなければならない。</u></p> <p><u>（注2）定款等は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。</u></p> <p>オ. <u>規則第214条第1項第3号イに規定する「これに代わる書類」とは以下の書類を、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、商業登記簿謄本・抄本等をいう。</u></p> <p><u>（ア）住民票記載事項証明書</u></p> <p><u>（イ）印鑑登録証明書</u></p> <p><u>（ウ）有効期限内の以下の書類の写し</u> <u>運転免許証、健康保険証、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書</u></p> <p><u>（注）定款は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。</u></p> <p>⑦ 代理申請書等</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>代申会社等から申請書類等が提出されたときは、代理申請書が添付されているか確認する。</p> <p>⑧ <u>特定保険募集人の登録簿（以下、Ⅲ-2-1において「登録簿」という。）の取扱い</u> <u>登録簿は、特定保険募集人を適正に管理できるよう整理保管し、登録申請等が電子データにより「電子申請・届出システム」に送信される場合は、当該システムから出力されるリストを登録簿とすることとする。</u></p> <p>⑨ <u>登録済の通知</u> <u>特定保険募集人を登録した場合は、法第 278 条第 2 項の規定に基づき、その旨を別紙様式 67（生命保険会社）、別紙様式 68（損害保険会社）により作成し、遅滞なく、代申会社等へ交付することとする。</u></p> <p>⑩ <u>登録の拒否</u> <u>ア. 法第 279 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき登録を拒否した場合は、同条第 4 項の規定に基づき、遅滞なく、別紙様式 69「登録の拒否について」をもって、代申会社等に通知することとする。</u> <u>イ. 登録拒否通知書には、拒否の理由に該当する法第 279 条第 1 項各号のうちの該当する号の番号又は登録申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにする。</u></p> <p>(2) <u>変更の届出等</u> ① <u>登録申請書の記載事項の変更届出（法第 280 条第 1 項第 1 号関係）</u> <u>ア. 特定保険募集人は、法第 277 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があった場合には、変更届出を行っているか。</u> <u>イ. 代申会社等が特定保険募集人の代理人として変更届出を行う場合には、当該特定保険募集人を現に登録している管轄財務局等に</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>届出させることとする。</u></p> <p><u>ウ. 変更届出を受理したときは、変更事項を当該特定保険募集人の登録簿に登録する。</u></p> <p><u>② 変更届出にあたっては、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>ア. 住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）等の法令に基づき、事務所所在地の呼称が変更された場合は、変更届出を省略しても差し支えない。</u></p> <p><u>イ. 法人保険代理店が法律上の組織変更を行う場合は、変更届出を行うこと。</u></p> <p><u>ウ. 生命保険募集人の職種区分を「内勤職員」「営業職員」「個人保険代理店使用人」「法人保険代理店使用人」から「個人保険代理店」に変更する場合、変更届出に登録免許税法に規定する額の収入印紙が貼付されているか。</u></p> <p><u>エ. 変更届出の内容が、当該特定保険募集人の主たる事務所の変更で、かつ、他の管轄財務局等の管轄区域への変更である場合は、現に登録している管轄財務局等は、新たに管轄財務局等となる財務局等又は東京財務事務所に登録簿を送付するものとする。</u></p> <p><u>オ. 法第 280 条第 2 項の所属保険会社への通知は、変更届出を受理し、内容を確認したうえで、代申会社等に行う。</u></p> <p><u>(3) 廃業等の届出（法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号関係）</u></p> <p><u>① 特定保険募集人等は、同条同項各号のいずれかに該当することとなった場合は、廃業等届出を行っているか。</u></p> <p><u>② 代申会社等が特定保険募集人の代理人として法第 280 条第 1 項第 3 号から 6 号に定める廃業等届出を行う場合には、代理申請書を作成し、当該特定保険募集人を現に登録している管轄財務局等に提出させることとする。</u></p> <p><u>③ 廃業等届出を受理したときは、法第 308 条第 1 項第 2 号の規定により当該特定保険募集人の登録を抹消する。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>④ 法第 308 条第 2 項の所属保険会社への通知は、廃業等届出を受 理し、内容を確認のうえで、代申会社等に行う。この場合、代理 申請書の写に受領印を押印することをもって行うことができる こととする。</u></p> <p><u>(4) 役員又は使用人の届出（法第 302 条関係）</u></p> <p><u>① 損害保険代理店については、その役員又は使用人に保険募集を行 わせようとする場合には、使用人届出を行っているか。</u></p> <p><u>② 保険募集に従事する役員又は使用人を届出する場合には、使用人 届出日以降でなければ当該届出の対象となる者を保険募集に従事 させることが出来ないことに留意すること。</u></p> <p><u>(5) 特定保険募集人の原簿管理（法第 285 条関係）</u></p> <p><u>所属保険会社が法第 285 条第 1 項の規定に基づき備え置く特定保険 募集人に関する原簿については、支社等に所属している特定保険募集 人に係るものを当該支社等に備えさせるとともに、特定保険募集人の 登録申請書の記載事項の変更又は登録の抹消に伴う原簿管理を適切 に行わせるものとする。</u></p> <p><u>(6) 登録の取消しに伴う抹消通知</u></p> <p><u>法第 308 条第 1 項第 1 号の規定により特定保険募集人の登録を抹消 したときは、同条第 2 項の規定に基づき別紙様式 74 により当該特定 保険募集人の所属保険会社に通知を行う。</u></p> <p><u>(7) 保険会社が他の保険会社の業務の代理又は事務の代行を行う際に 保険代理店となる場合の手続き（法第 98 条関係）</u></p> <p><u>① 保険会社は、法第 98 条第 2 項の規定に基づき金融庁長官の認可を 受け、又は同項ただし書きに基づき金融庁長官へ届出を行ったうえ で、管轄財務局等に対して法第 276 条に基づく保険代理店としての</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ-2-2 損害保険代理店の登録事務</p> <p>Ⅲ-2-3 子会社等 （略）</p> <p>Ⅲ-2-4 アームズ・レンジス・ルール （略）</p> <p>Ⅲ-2-5 契約条件の変更 （略）</p>	<p><u>登録を行うこととする。</u></p> <p><u>② ①の場合、登録申請書に添付する法第 277 条第 2 項の規定に基づく書類のうち、当該保険代理店となる保険会社の役員の氏名及び住所を記載した書面（同項第 2 号関係）及び当該保険代理店となる保険会社の定款等（規則第 214 条第 1 項第 2 号関係）の添付を省略することができるものとする。</u></p> <p><u>なお、添付書類のほかに、金融庁長官の認可を受けたことを証する書面、委託契約書が外国語文の場合は、その訳文を添付させることとする。</u></p> <p><u>③ 当該保険代理店となる保険会社が損害保険の募集業務の代理又は事務の代行を行う場合においては、当該代理店の支社等の長を法第 302 条に基づく役員又は使用人として、管轄財務局等の長に対して、登録財務局、登録年月日及び登録済みである旨を届出させることができるものとする。</u></p> <p><u>(8) 保険募集の再委託 （法第 275 条関係）</u></p> <p><u>法第 275 条第 3 項の認可を受けて保険募集の再委託を行う場合における所属保険会社、保険募集再委託者及び保険募集再受託者が行う特定保険募集人の登録等の事務については、Ⅲ-2-1 (1) から (7) に準じて扱うものとする。</u></p> <p>（削除）</p> <p>Ⅲ-2-2 子会社等 （略）</p> <p>Ⅲ-2-3 アームズ・レンジス・ルール （略）</p> <p>Ⅲ-2-4 契約条件の変更 （略）</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
Ⅲ-2-6 資産運用限度 （略）	Ⅲ-2-5 資産運用限度 （略）
Ⅲ-2-7 標準責任準備金を積み立てない場合の取扱い （略）	Ⅲ-2-6 標準責任準備金を積み立てない場合の取扱い （略）
Ⅲ-2-8 削除	（削除）
Ⅲ-2-9 議決権の取得制限 （略）	Ⅲ-2-7 議決権の取得制限 （略）
Ⅲ-2-10 保険相互会社における社員配当規制の適用免除 （略）	Ⅲ-2-8 保険相互会社における社員配当規制の適用免除 （略）
Ⅲ-2-11 責任準備金対応債券 （略）	Ⅲ-2-9 責任準備金対応債券 （略）
Ⅲ-2-12 保険主要株主 （略）	Ⅲ-2-10 保険主要株主 （略）
Ⅲ-2-13 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する金融機関の留意事項 （略）	Ⅲ-2-11 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する金融機関の留意事項 （略）
Ⅲ-2-14 付随業務の取扱い （略）	Ⅲ-2-12 付随業務の取扱い （略）
Ⅲ-2-15 基金の再募集 （略）	Ⅲ-2-13 基金の再募集 （略）
Ⅲ-2-16 説明書類の作成・縦覧等 （略）	Ⅲ-2-14 説明書類の作成・縦覧等 （略）
Ⅲ-2-17 不祥事件への対応	Ⅲ-2-15 不祥事件等に対する監督上の対応
	<p><u>不祥事件等に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p>
	<p><u>(1) 不祥事件等の発覚の第一報</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>規則第85条第1項第17号に基づく不祥事件の届出の受理にあたっての留意事項等は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 保険会社又は法第2条第12項に規定する子会社（保険会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者を除く。以下、Ⅲ-2-17において「保険会社等」という。）若しくは保険会社等の役員又は使用人（保険募集人として登録又は届出されている者を除く。）が規則第85条第5項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険会社等の代表取締役から金融庁長官宛の届出書を保険課が受理する。</u></p> <p><u>(2) 保険募集人として登録又は届出されている者が、規則第85条第5項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険募集人を管理する保険会社等の支社、支店等の長から当該保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等宛の届出書を当該財務局等が受理する。</u></p> <p><u>(3) 上記(2)に関する届出書を受理した財務局等は、当該届出の内容及</u></p>	<p><u>保険会社において不祥事件等が発覚し、第一報があった場合は、以下の点を確認することとする。</u></p> <p><u>① 本部等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及び社内規則等に基づく取締役会等への報告</u></p> <p><u>② 刑罰法令に抵触している恐れのある事実については、警察等関係機関等への通報</u></p> <p><u>③ 事件とは独立した部署（内部監査部門等）での事件の調査・解明の実施</u></p> <p><u>(2) 不祥事件等届出書の受理</u></p> <p><u>① 規則第85条第1項第17号の規定に基づき、保険会社が不祥事件の発生を知った日から30日以内に不祥事件等届出書が提出されることとなるが、当該不祥事件等届出書の受理時においては、法令の規定に基づき届出が適切に行われているかを確認することとする。</u></p> <p><u>② 不祥事件等届出書の届出の受理にあたっての留意事項等は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>ア. 保険会社又は法第2条第12項に規定する子会社（保険会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者を除く。以下、Ⅲ-2-15において「保険会社等」という。）若しくは保険会社等の役員又は使用人（保険募集人として登録又は届出されている者を除く。）が規則第85条第5項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険会社の代表取締役から金融庁長官宛の不祥事件等届出書を保険課が受理することとする。</u></p> <p><u>イ. 保険募集人として登録又は届出されている者が、規則第85条第5項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険募集人を管理する保険会社の支社、支店等の長から当該保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等宛の不祥事件等届出書を当該財務局等が受理することとする。</u></p> <p><u>ウ. 上記イ. に関する不祥事件等届出書を受理した財務局等は、</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>び受理件数について1ヵ月分を取りまとめのうえ、翌月10日までに保険課宛て報告することとする。</p> <p><u>(4)</u> 規則第166条第1項第7号及び同第192条第1項第6号に基づく届出書は、上記 <u>(1)</u> 及び <u>(2)</u> に準じた取扱いとする。</p> <p><u>(5)</u> 上記に係る届出書を受理する際は、当該保険会社等において、事件と関係しない部門において社内調査等の適切な方法により事実確認を行ったものであり、届出内容が不明確でないかどうか確認することとする。</p>	<p>当該不祥事件等届出書の内容及び受理件数について1ヵ月分を取りまとめのうえ、翌月10日までに保険課宛て報告することとする。</p> <p><u>エ.</u> 規則第166条第1項第7号及び同第192条第1項第6号に基づく不祥事件等届出書は、上記<u>ア.</u> 及び<u>イ.</u> に準じて取り扱うこととする。</p> <p><u>オ.</u> 上記に係る不祥事件等届出書を受理する際は、当該保険会社において、事件と関係しない部門において社内調査等の適切な方法により事実確認を行ったものであり、届出内容が不明確でないかどうか確認することとする。</p> <p><u>③ 主な着眼点</u></p> <p><u>不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証することとする。</u></p> <p><u>なお、保険会社から第一報がなく、不祥事件等届出書の提出があった場合には、上記 (1) の点も併せて確認することとする。</u></p> <p><u>ア. 当該事件に役員は関与していないか、組織的な関与は認められないか。また、経営者の責任の明確化が図られているか。</u></p> <p><u>イ. 事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門で生じていないかのチェック及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。</u></p> <p><u>ウ. 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組みが適時適切に行われているか。</u></p> <p><u>エ. 当該事件の内容が保険会社の経営等に与える影響はどうか。</u></p> <p><u>オ. 内部牽制機能が適切に発揮されているか。</u></p> <p><u>カ. 当該事件の発覚後の対応が適切か。開示について、金融商品取引所が定める適時開示基準に該当する場合を目安とした開示基準が規定されているか。</u></p> <p><u>(3) 監督上の措置</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>V 保険仲立人関係</p> <p>V-1 登録事務 (略)</p> <p>V-1-11 保険募集に従事する役員又は使用人の届出の取扱い</p> <p>法第 302 条に規定する役員又は使用人の届出の取扱いは、<u>下記のとおりとする。</u></p> <p>(1) 法第 302 条の規定により届出を要する役員又は使用人とは、登録を受けた保険仲立人の日本にある事務所に勤務する役員（代表権を有する役員を除く。）又は使用人をいう。ただし、同一の役員又は使用人は、<u>複数の保険仲立人の保険募集を行う役員又は使用人を兼務しないものとする。</u></p>	<p><u>不祥事件等届出書の提出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施し、必要に応じて法第 128 条に基づき報告を求め、さらに、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条又は法第 133 条に基づき行政処分を行うこととする。</u></p> <p>(4) <u>標準処理期間</u> <u>不祥事件等届出書に係る法第 128 条に基づく報告徴求や法第 132 条又は法第 133 条に基づく行政処分を行う場合は、当該不祥事件等届出書（法第 128 条に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書）の受理の日から原則として概ね 1 ヶ月（本庁への協議を要するものは概ね 2 ヶ月）以内を目途に行うこととする。</u></p> <p>V 保険仲立人関係</p> <p>V-1 登録事務 (略)</p> <p>V-1-11 保険募集に従事する役員又は使用人の届出の取扱い</p> <p>法第 302 条に規定する役員又は使用人の届出の取扱いは、<u>以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) 法第 302 条の規定により届出を要する役員又は使用人とは、登録を受けた保険仲立人から<u>保険募集に関し、適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者をいう。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(2) 役員又は使用人の氏名又は勤務する事務所が変更となった場合は、届出を要するものとする。</p> <p>(3) 法第 302 条の適用において、保険仲立人登録と同時に届出を行う場合は登録日をもって届出日とし、登録日と異なる場合は管轄財務局長等に提出した日（届出書郵送の場合においては発送日の翌日）をもって届出日とする。</p> <p>VI 日本アクチュアリー会関係</p> <p>VI-1 監督にあたっての基本的考え方</p> <p>(1) 意義</p> <p>日本アクチュアリー会は、アクチュアリー専門職団体であり、私企業である保険会社とは異なる一般社団法人であるとともに、法第 122 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定法人である。各保険会社が独自の経営判断で商品設計や戦略的な事業展開を行うなど、大きな転換を遂げている保険市場において、保険会社の経営の健全性確保のための責任準備金積立の評価、配当等における公正性及び衡平性の確保、利用者ニーズに応えられる多様で良質な商品の供給、各種統計資料の作成・分析など、アクチュアリーの高い専門知識・技能は様々な分野で活用されており、</p>	<p>(2) <u>使用人については、上記(1)に加えて、当該保険仲立人の日本にある事務所に勤務し、かつ、当該保険仲立人の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者である必要があることに留意する。</u></p> <p>(3) <u>保険募集に従事する役員又は使用人は、他の保険仲立人において保険募集を行う役員又は使用人にはなれないことに留意する。</u></p> <p>(4) 役員又は使用人の氏名又は勤務する事務所が変更となった場合は、届出を要するものとする。</p> <p>(5) 法第 302 条の適用において、保険仲立人登録と同時に届出を行う場合は登録日をもって届出日とし、登録日と異なる場合は管轄財務局長等に提出した日（届出書郵送の場合においては発送日の翌日）をもって届出日とする。</p> <p>VI 日本アクチュアリー会関係</p> <p>VI-1 監督にあたっての基本的考え方</p> <p>(1) 意義</p> <p>日本アクチュアリー会は、アクチュアリー専門職団体であり、私企業である保険会社とは異なる公益社団法人であるとともに、法第 122 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定法人である。各保険会社が独自の経営判断で商品設計や戦略的な事業展開を行うなど、大きな転換を遂げている保険市場において、保険会社の経営の健全性確保のための責任準備金積立の評価、配当等における公正性及び衡平性の確保、利用者ニーズに応えられる多様で良質な商品の供給、各種統計資料の作成・分析など、アクチュアリーの高い専門知識・技能は様々な分野で活用されており、</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>今後ともアクチュアリーがその機能を果たすことが不可欠である。こうした観点から、これら人材の専門職団体であり、指定法人たる同会が法に規定された業務を適正に運営することを確保するための監督上の指針を明確化する。</p>	<p>今後ともアクチュアリーがその機能を果たすことが不可欠である。こうした観点から、これら人材の専門職団体であり、指定法人たる同会が法に規定された業務を適正に運営することを確保するための監督上の指針を明確化する。</p>